教育委員会事業概要

体力の向上に向けて

1　「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」（以下「体力テスト」）を活用した取組の充実

（1）「体力向上推進計画」の作成

小･中学校において､体力テストの調査結果から、児童・生徒の実態を把握し、それぞれの学校で必要と考える体力向上の取組を計画・推進します。

【各校の特色ある取組例】

ア　中休みのうちの５分間で取り組む、毎日の運動タイム

イ　学級や学年で考えた遊びを通した体力向上

ウ　縦割り班で数種類の運動に取り組む時間　等

（2）「足立区小学生なわとびチャレンジ」の実施

小学校を対象に、個人で取り組む「短なわとび」、学級等集団で取り組む「長なわとび」を実施します。区内共通の基準を設け、基準を達成した児童や学校を表彰します。

2　「学校２０２０レガシー」の推進

オリンピック・パラリンピック教育における取組を学校の特色として設定してこれからも継続させる活動「学校２０２０レガシー」として設定し、長く続く教育活動として継続・発展させ、共生・共助社会の形成を担う児童・生徒の育成を目指していきます。

（教育指導部　教育指導課）

人権教育・道徳教育

1　学校の教育活動全体を通じた人権教育

小・中学校では、以下の資料等を基に、人権教育に取り組み、“あらゆる差別を許さない”という人権意識の涵養を図っています。

（1）「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（文部科学省）
（2）「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（法務省）
（3）「東京都人権施策推進指針」（東京都）

児童・生徒が話し合い協力し、自身で判断・決断する場面や意見を調整する場面を設定し、自分の大切さ、他の人の大切さを認めることで、自尊感情や自己肯定感を高める取組を推進しています。

東京都「人権尊重教育推進校」の指定を受けた学校は、本区の小・中学校の人権教育の質の向上の一翼を担っています。

2　「考え、議論する道徳」の充実

「特別の教科　道徳」（以下、「道徳科」）では、「考え、議論する授業」を通して、従来の道徳的心情だけでなく、道徳的な判断力を育むことも大切にしています。

全小・中学校では、東京都教育委員会との共催で年に１回、全学級で道徳の授業を地域に公開し、道徳教育に関する意見交換等を行う「道徳授業地区公開講座」を実施しています。

この講座では以下の３点をねらいとしています。

（1）意見交換を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。
（2）道徳科の授業の活性化と、質の向上を図る。
（3）道徳科の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進する。

「道徳授業地区公開講座」は、実施校に通学する児童・生徒の保護者だけでなく、地域の方々も参加することができます。　（教育指導部　教育指導課）

性の多様性に関する対応

1 「足立区LGBTガイドライン」の策定

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」（令和８年６月１６日 閣議決定）では、行政職員や教職員に対し、様々な研修の機会等を通じた知識の普及啓発が示されています。

足立区では、第２次足立区人権推進指針「人権の推進をめざして」（令和４年７月策定）、「第８次男女共同参画行動計画」（令和５年４月策定）等を基に、「ジェンダー平等の推進」を今後推進する施策の一つに掲げています。

足立区の職員が多様な性について正しい知識をもち、当事者の方々に対する適切な対応や配慮を身に付けることを目的に、「足立区ＬＧＢＴガイドライン」（令和３年３月策定）が策定されています。

2 「性の多様性に関する困りごと対応マニュアル」の作成

「足立区ＬＧＢＴガイドライン」（令和３年３月策定）を受け、教職員が日ごろ児童・生徒と接するうえで理解しておくべき内容を紹介する「性の多様性に関する困りごと対応マニュアル」（令和３年１２月策定）を作成しています。以下の４点の対応について説明しています。

（1）第一部　性の多様性に関する基礎知識
（2）第二部　相談しやすい先生でいるために意識すること
（3）第三部　日常生活で気を付けるべきこと
（4）参考文献・相談機関

（教育指導部　教育指導課）

児童・生徒主体の学びの推進

児童・生徒が学習に見通しをもって、主体的に課題に取り組むとともに、人やものとの対話を通じて多様な考えに触れ、理解を深めることにより、知識・技能の確実な定着とその活用を図る授業への転換を推進するとともに、児童・生徒が生涯にわたり学び続ける力と変化の激しい社会の中で課題を解決する資質能力の育成をしていきます。

従来の学び「教師主導の学び」

1　教師が黒板の前で一方的に教える授業
2　教師が児童・生徒に学び方を指示する授業

これからの学び「児童・生徒中心の学び」

1　質の高い探究的な学びの実現

児童･生徒の好奇心や問題意識を起点とした学びを充実させて、児童・生徒自らが問いを立てて、考えを深めていく学習スタイル

2　学習のつながりを実感できる単元構想の実現

１単位時間の授業の計画だけでなく、単元を通した授業計画を行い、児童・生徒が主体的に学べる時間を設定する学習スタイル

3　複線型の学習の実現

「誰と」「何を使って」「どのように」学習するか、学習の複線化が可能な環境設定を教師が行い、児童・生徒が自ら決定した学び方で学ぶ学習スタイル

（教育指導部　教育指導課）

ウェルビーイングの向上

区では、児童・生徒のウェルビーイング向上に向けて、個人のウェルビーイングと社会のウェルビーイングの２つの視点で取組を進めています。

ウェルビーイング向上

「個人」「社会」の視点でウェルビーイングを実現させ、児童・生徒及び学校全体のウェルビーイングの向上を目指しています。

実現

個人のウェルビーイング

自分を受容・肯定する気持ち（自己肯定感）をもち、自分の力を発揮していこうとする気持ちが高まっている、個人の幸福感が満たされた状態。

社会のウェルビーイング

学校や地域で他者とのつながりが感じられ、安心して学び、意見を尊重されながら成長できる環境。よりよく生きるための社会が実現した状態。

【実現に向けた取組】

（1）学級経営の充実
　児童・生徒同士のより良い人間関係や児童・生徒と教師の信頼関係の構築
（2）児童・生徒が主体的に学校運営に参画する仕組みづくり
　学校のきまりを検討する際に、児童・生徒が意見を述べたり他者との議論を通して考えたりする機会の設定
（3）自己有用感や自己効力感が高まる活動
　ア　個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業改善（学習者主体の教育の実現）
　イ　人権教育や道徳教育の推進・充実
　ウ　自他の良さや価値を認め合い、自分の役割を果たす特別活動　等
　※　「なりたい自分」を明確にする『夢デザインシート』とも連携を図ります（Ｐ６９参照）。

上記の取組を通して、児童・生徒の「学校は楽しい」「将来の夢や目標をもっている」「自分にはよいところがある」という気持ちを引き出しています。

（教育指導部　教育指導課）

多様な子どもに対する学習の保障

児童・生徒一人ひとりの実情に応じて、多様性を包摂し、意欲を高めるきめ細やかな支援を提供できるようにしています。

１　特別な支援を要する児童・生徒

「発達に不安がある」「コミュニケーションが苦手」など支援を要する児童・生徒やその保護者の困り感に寄り添い、誰一人取り残すことない特別支援教育の推進を目指しています。以下の３つの視点から、切れ目のない相談支援を実施しています。

(1)「気づく」発達相談をしやすい体制づくり
(2)「つなぐ」適切な就学先や相談機関との接続
(3)「支える」教師の特別支援教育に関する専門性の向上

２　不登校の未然防止と一人ひとりに寄り添う支援

家庭と連携し、個々の状況に応じた支援体制を整えます。不登校の未然防止・早期対応を進めるとともに、学校に登校することだけを目的とせず、児童・生徒が主体的に進路を考え、社会的自立に向かうことを目指します。

(1) 登校サポーターを活用した登校支援
(2) 中学校のＳＳＲ（スモール・ステップ・ルーム）の設置拡充
(3) 居場所を兼ねた学習支援事業
(4) 家庭学習支援事業　　等

３　日本語を母語としない児童・生徒への支援

日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語の初期指導や生活習慣などの指導を行っています。

(1)　日本語適応指導講師派遣事業（小）
(2)　あだち日本語学習ルーム通室事業（中）　等

（教育指導部　教育指導課）

子どもたちの健康づくり

児童・生徒の健康づくりは、生涯にわたる健康や、学習能力の増進のために大変重要です。

そのため、疾病異常の早期発見・予防などを目的に、各種健康診断や感染症予防対策、学校環境衛生検査などの事業を行っています。

また、学校医や保健センターと連携・協力し、生活習慣の改善や口腔保健の指導に取り組んでいます。

各小・中学校では、学校医やＰＴＡを含む学校保健委員会等を中心に、学校の実情に即した保健計画を立て、児童・生徒の健康の保持・増進に取り組んでいます。

１　健康診断の実施

(1) 定期健康診断
　内容：身体測定（身長、体重）、内科（運動器を含む）、眼科、耳鼻科、歯科
　対象：全児童・生徒
(2) 尿（腎臓）検査
　対象：全児童・生徒
(3) 結核検診
　内容：問診票による調査、学校医による診察、精密検査（Ｘ線直接撮影など）
　対象：全児童・生徒
(4) 心臓疾患検診
　ア　アンケート調査
　　対象：全児童・生徒
　イ　心電図、心音図による検査
　　対象：小学１年生、中学１年生、アンケート調査結果による抽出者など
(5) 脊柱側わん症検診
　対象：小学５年生、中学２年生、他学年抽出者、前年度の健診結果が要再検査者
(6) 色覚検査
　対象：小学４年生、中学１年生
(7) 貧血・小児生活習慣病予防健診
　対象：小学５年生、中学２年生で前年度の健診結果が、要医学的管理、要経過観察、ヘモグロビンＡ１ｃの値が高かった者
(8) 就学時健康診断
　内容：内科、歯科、眼科、耳鼻科、知能検査
　対象：翌年度小学校への就学予定者

２　学校環境衛生検査

安全に生活・学習できる環境の保持・改善を図るために、各種検査などを実施しています。

(1) 水質検査（飲料水、プール水、雑用水）
(2) 教室内照度検査
(3) 教室等空気検査（化学物質、粉塵等）
(4) 殺鼠・防鼠及び害虫駆除
(5) ダニ、アレルゲン検査
(6) 光化学スモッグ・熱中症情報の提供

３　災害共済給付

学校管理下における活動中に、児童・生徒が負傷等をした場合に、治療費や障害見舞金などの給付を行っています。（対象：保険診療分 500 点以上）

４　アレルギー対策・感染症予防対策

(1) 緊急対応のために、エピペンや AED の使用法などの講習会や校内研修を実施しています。
(2) インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症予防に関する情報を学校や保護者に周知しています。

５　保健指導

(1) 給食後の歯みがきの実施、６歳臼歯健康教室
(2) 小児生活習慣病予防指導、講演会・相談会
(3) 薬物乱用防止講習会

（学校運営部　学務課）

就学前教育の充実

1　「あだち幼保小接続期カリキュラム」

就学前の５歳児を対象としたプログラムと小学校入学時のカリキュラムの一体化を図った「あだち幼保小接続期カリキュラム」を活用し、園から小学校への円滑な接続を図っています。

【　一例　他者との関わり＜協同性＞　】
幼児教育：生活や遊びの中で、自分と違う友達の思いや考えに気付いたり、自分の思いを伝えたりすることを通して、友達と協力して取り組もうとしている。
小学校教育：係活動やグループ活動で、友達と意見を交わす中で、新しい考えを生み出したり、工夫して取り組んだりできる。

幼児教育と小学校教育を比較しながら、接続を意識して活用することで、児童にとって無理なく小学校生活をスタートできるようにしています。

2　架け橋プログラム

（1）概要

「幼児期の学び」を小学校教育の学習へと円滑につなげることを目的として、子どもの姿の理解を基盤とした授業づくりを進めていきます。

（2）実践校、園で目指す子ども像

ア　言語を通して、人と関わることができる子ども（国語科の話すこと、聞くこと）
イ　意欲的に学習や運動に取り組むことができる子ども（体育科の運動遊び）

（3）取組内容（園と小学校双方の教員による）

ア　授業実践、保育実践前後の協議会
イ　小学校における授業実践
ウ　園における保育実践
エ　実践発表

保育課程と教育課程の中で、それぞれの関連を明確にしながら指導内容を調整して実践することで、子どもの体験と学習のつながりを大切にしています。

（教育指導部　教育指導課、
子ども家庭部子ども施設指導・支援課）

学校給食

1　足立区の学校給食について

(1)　学校給食の調理方法等について

給食調理は、各学校の給食調理施設を使用して調理する自校調理式で、平成 12 年度から全校の調理業務を民間業者に業務委託しています。

(2)　全校に栄養教諭・栄養職員を配置

栄養教諭か栄養職員を全校に配置して、安全で衛生的なおいしい給食を提供するために、調理指導、衛生指導、給食指導及び食育を行っています。

(3)　各校で様々な取組を実施

基本的生活習慣の形成や、人間関係の育成、生活指導、食のあり方などを教育活動として、各学校で様々な取組を行っています。

(4)　「おいしい給食事業」について

平成 19 年度から取り組んでいます。〝味・食材・献立・環境〟の４つの柱を中心に、「生きた教材」である給食から、身体にとって大切な栄養知識を学び、食を選べる力の育成を図っています。

2　学校給食の指導方法

(1)　学校給食指導の役割

成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事の提供、健康の増進、体位の向上を図るとともに、好ましい人間関係の育成、地域の食文化の継承など、高い教育効果が期待できます。また、食に関する指導を効果的に進める教材として、望ましい食習慣と実践力を身につけることも担っています。

(2)　学校給食活動

担任や教科、養護教諭等の教職員と、専門性を有する栄養教諭・栄養職員で給食関係の校内運営組織を作り、年間の給食内容や行事を計画しながら給食活動を行っています。日々の給食は児童・生徒に校内放送等で紹介し、保護者へは給食だより等で献立やレシピなどを紹介しています。また、各学校では、バイキングやセレクト、試食会などの特色のある給食を実施したり、家庭や地域との交流をもった給食活動にも取り組んでいます。

(3)　教育研究会食育部での食育に関する研究

給食担当教員は、児童・生徒に対する給食指導を中心に、栄養教諭・栄養職員は食育の授業研究と健康づくりのための調査研究等を進めています。

(4)　おいしい給食検討会の実施

学校給食に関する知識や食育等のスキルアップを図ることを目的として、全校の栄養教諭・栄養職員と学務課による「おいしい給食検討会」を月１回実施しています。

(5)　講習会の実施

栄養教諭・栄養職員などを対象に、衛生管理や食物アレルギー等の知識向上のための講習会を実施しています。

3　献立内容

旬の食材や地場産物を取り入れたり、行事食を実施して、献立に季節感を出すように工夫しています。また、天然だしにより素材の味を引き出し、うま味調味料や冷凍加工食品を使わず、手作りで調理しています。なお、食物アレルギーのある児童・生徒は、医師の診断に基づき、除去食による対応を行います。

(1)　１回の可食量（主食・主菜・副菜等・牛乳）

ア　小学校
中学年：700ｇ程度（620kcal・食塩相当量 2.0ｇ未満）
※　低学年＝中学年×0.8 倍
高学年＝中学年×1.2 倍
イ　中学校：850ｇ程度
（790kcal・食塩相当量 2.5ｇ未満）

(2)　主食の割合（10 日あたり）

米飯が６回、麺類が 1～2 回、パンが 2～3 回

4　安全・衛生管理

衛生管理については、学校給食法第９条第１項「学校給食衛生管理基準」や文部科学省の指導に基づき点検項目を定め、調理業務受託者、学校、教育委員会が確認を行っています。

（学校運営部　学務課）

自然教室

教育課程に位置づけた「自然教室」を２泊３日の日程で実施しています。

自然教室では、自然や文化・歴史に直接触れることで興味・関心を高めるとともに、ものづくりや農業体験、地域の方々との交流など、様々な体験活動を推進しています。子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高め、夢や希望を抱く契機を持てるよう多様な体験活動の充実に努めます。

１　自然教室の実施状況

事 業 名	小学５年生自然教室	日光自然教室	魚沼自然教室
対象学年	小学５年生	小学６年生	中学１年生
実施期間	５月～２月	５月～11月	５月～２月
主な内容	国立施設（赤城・那須甲子・磐梯）や南房総市の施設を利用し、豊かな自然の中で、宿泊を伴う規律ある生活を先生や友達と共にし、様々な体験活動を行います。	国立公園や世界遺産である「日光の社寺」などの自然や文化・歴史に親しみながら、自然環境や文化遺産への興味・関心を高めるとともに、ものづくりなどの体験活動を行います。	新潟県魚沼市で、田植え・稲刈りなどの農業体験や食文化体験などを通じて地域住民や仲間と交流し、積極性や協調性を高め、社会性を育成する宿泊学習を行います。
体験メニュー	自然観察、登山、野外炊事、スキーなど  【赤城・長七郎山散策】  【南房総・鋸山登山】	二社一寺見学、自然観察、伝統文化体験など  【日光東照宮見学】  【戦場ヶ原ハイキング】	農業体験（田植え・稲刈り）、食文化体験、軽登山、スキーなど  【稲刈り体験】  【笹団子づくり】

※　体験メニューは、各校によって異なります。

（学校運営部　学務課）

活躍する児童・生徒

児童・生徒は、学校内での「学習活動」ばかりではなく、「文化活動」や「体育活動」を通じ、他校の児童・生徒と発表し合い、時には競い合いながら、自己を高める努力をしています。

その成果として、さまざまな分野において都大会や関東大会、さらには全国大会にも出場し、優秀な成績を収めています。

１　連合行事の運営助成

児童・生徒が日ごろの成果を発表し、学校間の交流や連携強化を図るために、小学校および中学校教育研究会が実施する「各種連合行事」の運営を助成しています。

（１）小学校連合行事

連合運動会、連合展覧会、連合音楽会

（２）中学校連合行事

連合体育大会、連合演劇発表会、
連合英語学芸会、連合展覧会、連合音楽会、
連合席書大会、茶道合同発表会、
生徒会交流会



小学校連合行事（連合運動会）



中学校連合行事（連合席書大会）

２　各種大会などへの参加助成

区連合行事のほかに、学校管理下で行われるクラブ活動や部活動で、児童・生徒が参加する各種大会について参加費や交通費などの一部を助成し、保護者の負担軽減を図っています。

また、それらの各種大会で優秀な成績を収め、関東大会や全国大会などに出場する場合には、交通費や宿泊料などを一定の基準で助成しています。

３　児童・生徒褒賞

文化行事やスポーツ大会などで優秀な成績を収めるほか、地域において特筆すべき善行のあった区内在住または在学の小・中学生に対し、区長または教育委員会が褒賞し、その努力と功績をたたえています。

受賞者には、毎年２月に開催される児童・生徒褒賞式において記念品を授与します。

児童・生徒褒賞式（区長褒賞）

（学校運営部　学校支援課）

日本語指導

足立区では、帰国した児童・生徒や、来日して間もない日本語の指導が必要な児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう支援しています。また、全小・中学校への音声翻訳機の導入等により、日本語での意思疎通に困り感のある児童・生徒及び保護者と教員が円滑に連携を図ることが出来るように努めていきます。

外国にルーツを持つ児童・生徒への日本語指導の充実

【区立小学校】
1　日本語適応指導講師の在籍校派遣

（1）対象
区立小学校に通う児童
（令和７年度２８７名が利用）

（2）内容
個別指導をとおして、日本語初期指導や生活習慣の指導を行います。

（3）指導期間
足立区立小学校に在籍し日本語の指導が必要な児童に対して、３から６か月程度、日本語適応指導講師が指導します。指導期間及び指導時間については、児童の日本語の習得状況によって異なります。

※　日本語指導を希望する方は在籍する小・中学校にご相談いただきます。

【区立中学校】
2　あだち日本語学習ルームへの通室

（1）対象
区立中学校に通う生徒
（令和７年度１４５名が利用）

（2）内容
日本語指導における特別な教育課程のもと、個別的な指導、グループ指導により、学校生活に適応するための日本語指導や、生活習慣の指導を行います。

【全小・中学校】円滑な連携のために

3　音声翻訳端末の活用
自国語で対話できる双方向の音声翻訳機器を全ての小・中学校に貸し出しています。
英語や中国語など、７０カ国以上の言語に対応し、カメラ翻訳機能もあります。

学校生活への適応を促進

教育広報

教育行政の現状や課題、教育委員会の活動などを区民の皆さんに知っていただくために、また教育関係者・関係機関の相互理解のために、次のような冊子等を作成し広報活動を行っています。

1　足立の教育

教育委員会所管の制度や事業内容などを掲載し、教育委員会事務局、幼稚園、保育園、小・中学校などの教職員が足立の教育行政に対する理解を深めるための手引きにするとともに、各種行政機関などに足立の教育施策を周知するために発行しています。

（1）発行周期　隔年発行
※　令和７年版から、区ホームページへの掲載のみに変更しています。



2　あだち教育だより

教育委員会の動向や事業内容を、園児・児童・生徒の保護者や区民の皆さんに広く周知するために発行しています。

（1）発行時期　年３回（4 月、7 月、12 月）
（2）発行部数　各 77,000 部
（3）配 布 先
幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校の全保護者など







3　学校情報データブック

学校選択制度による学校選びのための資料とするために、区立各小・中学校の情報をまとめて掲載した冊子を発行しています。

（1）発行時期　年１回（9 月）
（2）発行部数　小学校編　6, 200 部
中学校編　6, 650 部
（3）配 布 先
翌年度小・中学校新１年生の保護者など
（4）掲載内容
児童・生徒数、学級数、学校でのさまざまな活動や取組、所在地、交通、進路状況など



（学校運営部　学校支援課）

確かな学力の定着に向けて

確かな学力の定着に向けた取組

確かな学力の定着を図り、その力を活用する学力を向上させるためには、児童・生徒個々の力を客観的に把握し、その力にあった日々の指導を充実させることが大切です。

1　学力調査などの実施と活用

日常、おこなわれる単元テストや定期テストだけでなく、足立区で実施する「足立区学力定着に関する総合調査」のほか、国の「全国学力・学習状況調査」などを活用し、学習した内容がどの程度理解され、定着しているかを確認、分析し、授業改善や個別指導等に役立てています。

(1)「足立区学力定着に関する総合調査」の概要

小学2年生から中学3年生までのすべての児童・生徒を対象とした、「学習定着度調査」(小学校は国語・算数、中学校は国語・数学・英語)と「学習意識調査」を実施しています。問題は基礎問題と応用問題で構成されており、調査結果は学校ごとの分析と学力向上への取組と合わせて、区ホームページで公表しています。

(2) 調査結果の分析

調査の結果を、客観的・個別に分析し、各校で学年、クラス単位の集団の課題や、個人の苦手やつまずきの早期把握に活かしています。

ア　ＳＰ表による分析

一つのテストごとに受験したすべての児童・生徒の正答・誤答の状況を問題別にクラスや学年単位で並べ替え、一覧表化します(ＳＰ表)。そこから、個々の理解度や全体の誤答の傾向を把握し、指導上の課題を洗い出すことで授業改善に活用するとともに、個のつまずきに補充等で対応していきます。

イ　学力ポートフォリオ

児童・生徒が受験した各テスト(学力調査、単元テスト、定期考査など)の結果を個人カルテとしてまとめ、各個人が苦手とする「観点」「領域」を明らかにし、学習指導に活用しています。

(3) 調査結果を活用した各校の取組

調査結果を分析し、教員による「授業改善プラン」や、学校全体でどのように取り組むかを示した「学力向上アクションプラン」の作成などを通じ、学習指導計画の重点化や指導方法の工夫を検討しています。その上で、児童・生徒一人ひとりに応じた指導を充実していくとともに、理解が不十分だった学習内容の定着を図っています。

学習内容の定着状況（足立区学力定着に関する総合調査）

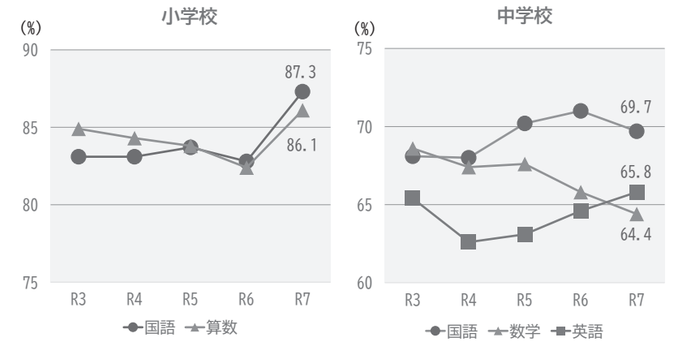
令和７年度の調査結果

小学校では過去４年間を大きく上回る結果となりました。

中学校では、英語が過去５年間で最高となった一方で、国語・数学は昨年度を下回る結果となりました。

※前学年までの基礎的な学習内容が定着していれば、本調査において正答できると見込まれる目標値を超えた児童・生徒の割合

前学年までの学習内容が定着している子どもの割合※



2　教員の授業力の向上

(1)「足立スタンダード」を基本とした授業

「誰もがわかる授業」を実現するため、一方的な講義形式の授業ではなく、「めあてを明確にし、自分で考え、子ども同士で学び合い、学習した内容をまとめて、振り返りを行う、問題解決的な学習を中心とした授業」づくりに取り組んでいます。



【区立小・中学校の教員に配布している足立スタンダードのポイントを示した冊子】

(2) 教科指導専門員による訪問指導(P12 参照)

(3) 足立区授業力向上研究員(P12 参照)

(4) 小中連携教育(P12 参照)

3　児童・生徒の個に応じた学習の充実

(1) 短時間の学習活動

小学校において、集中力や学習の備えを養うことを目的に、朝や昼など短時間の学習活動を設定し、各教科の基礎的・基本的な事項の反復学習等を行う機会を設けています。

(2) サマースクール

各小学校が夏季休業中に個のつまずきに応じた 10 単位以上（1 単位 45～60 分以上）の補充教室を行うことで、学力の定着と学びに向かう力の育成を図ります。

(3) ＡＩドリル(P12 参照)

(4) ＭＩＭ(多層指導モデル)の実践(P12 参照)

(5) そだち指導(P12 参照)

(6) 足立はばたき塾(P12 参照)

(7) 中１夏季勉強合宿(P12 参照)

4　英語教育の推進

(1) 足立区「使える英語力」育成グランドデザインの策定(P13 参照)

(2) 英語チャレンジ講座(P13 参照)

(3) 英語マスター講座(P13 参照)

(4) 英語４技能調査(P13 参照)

(5) 実用英語技能検定受験支援(P13 参照)

(6) 大学連携事業(学生との交流学習)

外国語学部を有し、留学生を多く受け入れている明海大学(浦安市)と連携協定を結び、大学の人材等を活用した英語力向上に関する事業を展開しています。中学校への学生の訪問や、小学生の大学への訪問により、英語を使ったコミュニケーション活動等を行い、実践的な英語力と共にグローバルな感覚の育成にも取り組んでいます。



【小学生の明海大学訪問の様子】

(7) 英語教育推進員(P40 参照)

(8) ＡＬＴ(外国語指導助手)の派遣(P40 参照)

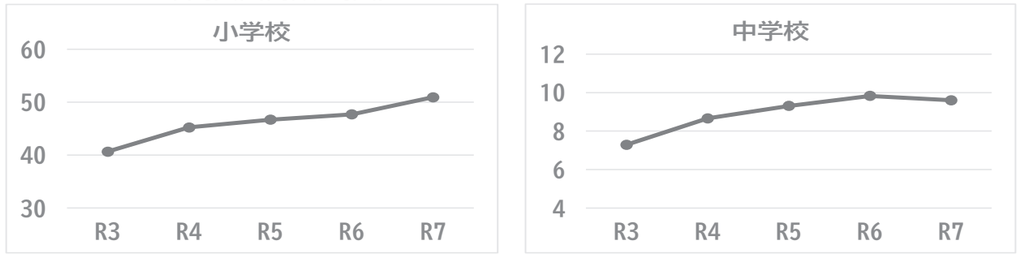
(教育指導部　学力定着推進課)

学校図書館の利活用推進 ～学校図書館支援チームの取組～

学校図書館を活用した読書活動・学習活動の推進により、「主体的・対話的で深い学び」の質的向上を図り、「言語能力」「情報活用能力」等の育成に繋げていくことをめざし、教育委員会の学校図書館支援チームが以下のような取組を行っています。

1　学校図書館に関する専門職員の配置

■　一人あたりの年間貸出冊数の推移



（１）学校司書（中学校）・学校図書館支援員（小学校）

司書としての専門的なノウハウを活用し、教員と連携しながら、学校図書館の環境整備、読書活動の充実に向けた支援業務を行います。

ア　学校司書（司書・司書教諭の有資格者）

全中学校年間２０５日配置

イ　学校図書館支援員（司書・司書教諭・司書補の有資格者、図書館勤務経験者）

全小学校年間１８０日配置

※　小学校全校の年間１８０日（週４日）への拡充配置が、令和７年度に完了しました。

（２）学校図書館スーパーバイザー（ＳＬＳ）・学校巡回司書（教育委員会）

ア　学校図書館スーパーバイザー（専門的な知見と豊富な司書教諭実務経験者）

【役割】学校図書館活用に関する指導･支援、企画・調整

【主な業務】

①　学校図書館活用に関する助言・提案
②　教員向け校内研修の実施
③　学校図書館を活用した授業の例示
※　教員と SLS が連携し学校図書館を活用して行う授業
④　学校図書館の環境整備（レイアウト含む）に関する相談



イ　学校巡回司書（豊富な実務経験により指導的役割を担う司書有資格者）

【役割】学校司書への業務支援や司書としての視点で指導・支援

【主な業務】

①　学校司書及び学校図書館支援員の業務支援
②　学校図書館の環境整備に係る補助的な業務
③　学校司書不在時の代替業務

2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取組

2　学習の場面における学校図書館の利活用推進

■　図書や資料を使って調べ学習等の授業を実施した教員の割合

小学校【R06】42.2%【R07】47.8%　　中学校【R06】9.6%【R07】18.2%

（１）学校図書館利活用推進校

学校図書館を積極的に活用した読書活動・学習活動等の取組をモデル的に実施します。

推進校で積み上げた好事例を他校に横展開していくことで、「主体的・対話的で深い学び」の質的向上に繋げていきます。

【対象校】R7 年度：小学校 12 校、中学校 3 校　　R8 年度：小学校 9 校、中学校 5 校

【主な取組】①　学校図書館を活用した取組の活性化を図ります。
②　学校図書館を活用した授業の計画を立て実践します。
③　児童・生徒及び教職員が使いやすい図書館の環境を整備します。

（２）学校図書館の環境整備

「学習で使いやすい学校図書館」という視点で館内の環境を整備するとともに、蔵書の充実やクラウド型蔵書管理システムの活用を進めていきます。

ア　図書購入予算の充実

授業等で子どもたちが知りたい内容を調べることができるように、小規模校を中心に図書購入予算を増やし、調べ学習用図書を充実させます。

イ　クラウド型蔵書管理システム活用

自校の学校図書館の蔵書を自分のタブレットから検索できるクラウド型システムを導入し、子どもたちの図書館利用を促進するとともに、学校司書等の情報共有ツールとして購入図書の選定などに活用します。

ウ　学校図書館の備品等の更新

利活用推進校を中心に学校図書館の書架や机、イスなどを必要に応じて更新し、学習で使いやすい環境を整えていきます。

（３）教員や学校司書へのサポート

学習の場面における学校図書館の利活用推進に向けて、その中核を担う図書担当教諭及び学校司書の学校図書館運営に関する理解を深めるため、研修等の充実に取り組んでいます。

ア　教員・学校司書向け研修

専門の外部講師によるテーマに沿った講義やワークショップを実施し、教員・学校司書の図書館活用に関する知識を深め、学校での実践に繋げていきます。

イ　学校司書地区別連絡会（中学校）

司書同士で意見交換する場を設定し、好事例の共有や事例研究を行うことで、司書の専門性をより高めていきます。

（教育指導部　教育政策課）

教職員の研修

足立区立学校ではここ数年200名前後の初任者が採用され、区内の小・中学校では若手教員の割合が高くなっています。そのような状況の中、全ての子どもたちに基礎的・基本的な学力を定着させるためには、若手教員の学習指導力の向上を図るとともに、その指導層となる中核教員の育成も重要になります。

教職員研修では、職層や経験などに応じた研修を実施しています。研修を通して教員一人ひとりの学習指導力を育成するとともに、研修成果を授業等はもちろん、同僚や若手教員にも還元できるようにします。そのことで、学校間や教員間での指導技術の共有化を図り、区内のどの学校、どの学級でも「よく分かる授業」を実現させます。

教職員研修の充実によって「教員の力」「学校の組織力」を強化し、児童・生徒の学力を向上させます！

1　職層や経験等に応じた教職員研修

研修名		
職層研修	人材育成研修（年次研修）	教育課題研修
○校長研修 ○副校長研修 ○主幹教諭１年目研修 ○主任教諭任用時研修 ○養護教諭研修 ○臨時的任用（産休・育休代替）教員研修 ○学校マネジメント講座	○１年次（初任者）研修 ○２年次研修 ○３年次研修 ○４年次研修（区独自） ○中堅教諭等資質向上研修Ⅰ ○中堅教諭等資質向上研修Ⅱ	○人権教育研修会 ○いじめ早期発見・対策研修会 ○理科安全教育研修会 ○水泳事故防止研修会 ○武道研修会 ○体育科・保健体育科指導力向上研修会 ○キャリア教育研修会 ○がん教育研修会
【学力定着推進課】	**【学校ＩＣＴ推進課】**	**【支援管理課】**
○小学校外国語活動・外国語科研修会 ○小中合同外国語活動・外国語科研修会 ○小中連携教育研修会 ○中学校教科別研修会（国語科・数学科） ○ＭＩＭ研修会 ○ＡＩドリル研修会 ○秋田県大仙市派遣教員による「公開授業」	○ＩＣＴ育成プログラム ○ＧＩＧＡスクール推進研究校授業公開 ○情報活用能力育成研修会	○特別支援教育研修会 ○特別支援教室専門員研修会 ○特別支援教育マネジメント研修会
	【教育政策課】	**【教育相談課】**
	○学校図書館活用研修会	○教育相談コーディネーター（不登校担当教員）研修会 ○教育相談Ａコース ○教育相談Ｂコース
	【子ども施設指導・支援課】	
	○幼保小連携研修会	
	【学務課】	
	○食育リーダー研修会	

2　主な研修会の内容

職層研修

○学校管理職にもとめられる学校マネジメント力・人材育成力を育成します。
○組織人としての意識を啓発し、組織貢献力や外部折衝力を身に付け、課題解決ができる人材を育成します。

校長研修
学校の活性化を図るため、教員の服務、教育活動の改善等、学校運営上の諸問題の解決を目指し教育管理職としての資質向上を図ります。

副校長研修
学校経営の諸課題解決のための実践力を培い、副校長の資質向上を図ります。

主幹教諭１年目研修
主幹教諭1年目の教員を対象に主幹教諭の職責及び学校運営で求められる役割等について、実践的な課題解決能力の向上を図ることで、組織的な校務運営の推進を図ります。

主任教諭任用時研修
主任教諭1年目の教員を対象に、主任教諭の職責及び学校運営で求められる役割等について、実践的な課題解決能力の向上を図ることで、組織的な校務運営の推進を図ります。

人材育成研修

○足立区立学校の教員として必要な能力を育成するために、若手教員に対して、基礎的な学習指導力を育成します。
○教職経験に応じた指導技術や課題解決能力を育成します。

若手教員育成研修（1年次、2年次、3年次、4年次）
足立スタンダードの習得と外部折衝力・組織運営力・生活指導力の基本的な能力の育成を図ります。

中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ
教科指導の専門性を高め、若手教員への自らの指導技術等の伝達能力の向上を図ります。

養護教諭研修
児童・生徒の健全な育成を図るため、学校保健の課題を分析し、保健室経営のあり方について理解を深めます。

教育相談コーディネーター研修
不登校や問題行動に関する理解、校内の組織的な支援体制づくりのスキルや理論、アセスメント・プランニング的手法の専門性を高めます。

教科等・教育課題研修

○教員一人ひとりの学習指導力向上と指導技術の共有化を図るとともに、多様な教育課題についての理解を深めます。
○社会の変化や学校の実情に対応した教育課題について理解するとともに、組織的課題解決ができる人材を育成します。

情報活用能力育成研修会
GIGAスクール校の研究成果から、次年度の教育課程の策定方針のヒントや学校全体での日常的なICT活用を推進させる具体的な取組事例を学びます。

中学校教科別研修会（国語科・数学科）
生徒の「学びに向かう力」の育成を目指し、学習者主体の授業への改善を図ることができるよう専門性の向上を促進します。

ＭＩＭ（多層指導モデル）研修会
児童の「読み」のつまずきを把握し課題を克服するための指導力の向上を図ります。

いじめ早期発見・対策研修会
事例を基に対応等を検討し、いじめを許さない学校づくりを推進するためのマネジメント力を身に付けます。

令和８年度の取組方針

個の指導力育成を基盤とし、区内全ての学校で「誰もがわかる授業の実現」を目指します。研修手法を講義形式から対話・参加型へと刷新することで、教員間の相互研鑽を活性化し、より質の高い技術共有を可能にします。研修で得た知見を各学校の現場へ持ち帰り、若手育成や校内 OJT の充実へとつなげるサイクルを確立することで、社会の変化に柔軟に対応できる教員の育成を推進していきます。

（教育指導部　教育指導課）

2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取組

人材配置①

小・中学校

児童・生徒をサポート

【子どもたちの学び・意欲を向上させるために】

日本語適応指導講師
日本語指導の必要な児童・生徒が日本語の習得と、生活習慣の違いを学び、学校生活へ適応できるようにするため、講師を派遣し、指導を行います。

日本語指導員
主に日本語の指導が必要な中学生を対象に、日本語の習得と学校生活への適応に関する指導を行います（あだち日本語学習ルームを保木間小学校・竹の塚小学校・第十二中学校・第六中学校内に設置）。

学習支援員（エデュケーション・アシスタント）
区立小学校での授業や放課後補習・補充活動等で、個々の課題に応じた学習支援や学校生活全般に関する児童への個別支援、学校運営に係る様々な校務補助等を行います。

部活動指導員
区立中学校の部活動の充実を図るため、指導員を配置し、実技指導や大会の引率等を行います。

特別非常勤講師
教員の負担軽減等を図るため、希望する小学校へ高い専門性を持った人材を配置し外国語等の教科に係る授業を実施します。

学習支援ボランティア
大学生や地域の方々が学習支援ボランティアとして、授業や補習教室、放課後学習などできめ細やかな対応を行うことにより、児童・生徒の学力定着・向上を図っていきます。

【「わかる・できる」を実感するために】

そだち指導員
小学２～５年生（５年生は算数のみ）を対象に別教室で個に応じた指導（国語・算数）を行い、児童個々のつまずきの早期解消と学習意欲の向上に取り組んでいます。

【特別支援や不登校など子どもの状況に応じた支援のために】

特別支援教室指導教員
学校内で対象児童・生徒に応じた自立活動や行動観察、必要な教材作成を行います。また、必要に応じて、区立小・中学校への出張指導を行います。

スクールアシスタント
個別の見守りや声掛けを必要とする児童・生徒に対し、日常生活や学校行事のサポートを行います。

学校支援員
通常学級に在籍する発達的な課題のある児童・生徒について、学校が子どもを理解するために一定の期間、当該児童・生徒（複数名も可）の学習的側面、心理的側面からの支援を行います。
スクールカウンセラー（SC）（P15・50 参照）
スクールソーシャルワーカー（SSW）（P15・50 参照）
登校サポーター（P15 参照）

【学校図書館を活用した学びの充実のために】

学校司書（中）・学校図書館支援員（小）
全校の学校図書館に学校司書（中：会計年度任用職員）、学校図書館支援員（小：人材派遣）を配置します。学校司書及び学校図書館支援員は、学校図書館の環境整備を行うとともに、司書教諭や教員等と連携しながら、学校図書館を活用した児童・生徒の読書活動や学習活動を支援します。

教員をサポート

【「わかる授業」「魅力ある授業」のために】

教科指導専門員
授業改善・充実のため、教科指導力に秀でた専門員が教員への授業支援及び指導・助言を行います。

【「英語教育の推進」のために】

英語教育推進員
英語教育に関する専門的な知識を持った英語教育推進員が効果的な授業実践に向けた各種研修の実施や学校巡回等を行います。

ALT（外国語指導助手）
より自然で実践的な英語コミュニケーション能力と表現力を高めるとともに、言語や文化に対する理解を深めるため、全小・中学校に ALT（外国語指導助手）を派遣します。

【ＩＣＴの活用促進に向けて】

ＩＣＴ支援員
ＩＣＴ支援員を各校へ週２回から４回派遣することで、授業におけるＩＣＴ活用を促進し、より魅力的な授業を実現していきます。教員の機器操作技術をブラッシュアップさせていくとともに、ＩＣＴを活用した授業の提案や研修を行い、教員の指導力向上を図っていきます。

学校運営をサポート

【学校経営を支えるために】

学力定着指導員
学校経営や児童・生徒の学力向上等教育課題の解決に向けた取組に関して指導・助言を行います。

副校長補佐
副校長の業務負担を軽減するため、調査・報告等の事務、服務管理等を行います。

スクール・サポート・スタッフ
教員の業務負担を軽減するため、授業準備や採点業務の補助等を行います。

【子どもたちの安全・学習環境を守るために】

交通安全指導員
区立全小学校へ指導員を派遣し、交通安全に関する教育を行います。また、下校時の見守りや指導を行い、児童の交通事故防止を図ります。

中学校生活指導員
学校の状況に応じて指導員を配置し、区立中学校の適切な学習環境の維持・向上を図ります。

教育調査研究員
学校事故の受付や処理、警察署等との連絡調整、非行問題等の相談支援等を行います。

【おいしい給食を提供するために】

学校栄養士
都費栄養士が配置されない区立小・中学校を補うために各１名配置し、献立作成や食物アレルギー対応、食育指導など学校給食に関する業務を行います。

【円滑な学校運営を支えるために】

学校事務専門員Ⅰ
区立小・中学校に配置されている都費の事務職員が、新規・転入の場合や病気休職の場合などに配置し、学校事務に支障のないよう学校事務全般を行います。

学校事務専門員Ⅱ（P58 参照）

教育委員会

【特別支援や不登校など子どもの状況に応じた支援のために】

《支援管理課に配置》

特別支援専門相談員 《就学相談係：１名》
適切な教育的支援を行うため、げんき就学相談員とともに障がいのある児童・生徒の行動観察、学校や関係機関と連携・調整を行います。

発達支援専門相談員《発達支援係：２名》
子どもの成長や発達に不安のある家族からの相談に応じ、子育てに関する助言を行うとともに、必要な情報提供および関係機関との連絡を行います。

作業療法士 《発達支援係：１９名・特別支援教育係：２名》
子どもの運動や感覚機能に関して、日常生活の中での身体の使い方や身辺自立を促す遊びの提案を行います。

心理判定士 《発達支援係：２１名》
子どもの成長や発達に関して、特性に応じた関わり方を助言・必要に応じて心理検査を行います。

《教育相談課に配置》

教育支援センター指導員 《２５名》
不登校児童・生徒の通うチャレンジ学級やあすテップで指導や支援を行います。

教育相談員 《４０名》（P50 参照）

【養育相談・児童虐待相談の対応のために】

こども支援業務強化専門員
虐待通告があった場合に、こども家庭支援専門相談員とともに訪問し、相談援助活動などを行います。

要保護児童支援専門員
子ども家庭支援に関する相談・支援について、専門的な助言・指導などを行います。

こども家庭支援専門相談員（P50 参照）

【支援を要する子ども等の就学のために】

げんき就学相談員（支援管理課に配置、P50 参照）

【医療的ケア支援を要する子ども等のために】

医療的ケアを実施する看護師
医療的ケアを必要とする子ども等の在籍する学校に看護師を配置し、医療的ケアを実施します。

（教育指導部　教育指導課）

人材配置②

区立保育園・認定こども園

【区立保育園・認定こども園の体制強化のために】

保育園・こども園栄養士

給食に関する専門的業務及び調理委託業者との調整などを行います。

《調理民間委託実施園に各１名配置》

朝夕保育業務補佐員

朝夕保育時間帯における保育業務を行います。

《各園１～２名配置》

日中保育業務補佐員

日中保育時間帯における保育業務を行います。

《発達支援児の補佐等必要が生じた園に配置》

延長保育業務補佐員

延長保育時間帯における保育業務を行います。

《延長保育実施園に各２名配置》

保育補助員

朝夕、日中、延長保育時間帯における保育業務を行います。

《欠員が生じた場合に配置》

保育園看護師

保育園児の健康管理や病後児保育を行います。

《病後児保育実施園（あやせ保育園）に１名配置》

保育園・こども園用務

清掃などの環境整備を行います。

《各園２名配置》

教育委員会

【保育施設や子育てサービス等の案内・相談の充実のために】

保育コンシェルジュ　《幼稚園・地域保育課：６名》

子育て世帯が、各家庭の状況やニーズに適した保育施設や子育てサービス等を円滑に利用できるよう、きめ細やかな相談や情報提供を行います。

区役所窓口や子育てサロン等での相談の他、オンラインによる相談や説明会を行っています。

【保育の質向上のために】

幼保小連携アドバイザー　《子ども施設指導・支援課：４名》

就学前教育推進担当係長（園長級保育士）とともに園や小学校を訪問し、幼保小、幼保、保保連携活動及び架け橋期の子どもへの適切な対応について助言及び支援を行います。

子育て支援サービス

育児不安や保護者の孤立を解消するために、以下のサービスを実施しています。

１　子どもの預かり・送迎		
①	**子ども預かり・送迎等支援事業**	小学生までの子どもを養育する家庭を対象に、ご自宅またはサポーター宅で、子どもの預かりや保育施設等への送迎、育児・家事の補助を行います。
②	**あだちファミリー・サポート・センター事業**	月齢６か月から小学生までの子どもを養育する家庭を対象に、原則提供会員宅で子どもの預かりや保育施設等への送迎を行います。
③	**こどもショートステイ事業**	保護者が病気や出産などで、一時的に子どもの養育ができないとき、１歳６か月から小学生までの子どもを対象に１か月につき６泊７日を限度に、協力家庭宅または児童養護施設で子どもを預かります。
２　訪問による相談・傾聴		
①	**きかせて子育て訪問事業**	出産・育児における孤立感や不安感を抱えた妊婦・未就学児の保護者宅を定期的に訪問し、傾聴や子育てサロンへの同行等の支援をすることで、保護者の心の安定を図ります。
②	**子育て家庭訪問事業**	生後５か月から１歳４か月までの子どもを養育する家庭を月に１回程度訪問します。訪問後には毎回、区がセレクトした絵本等（25 種類）の中からお好きな１冊をプレゼントします。
３　家事のサポート		
①	**産前・産後家事支援事業**	産前６週から産後３か月までの妊産婦がいる家庭に洗濯、掃除など身の回りの家事を補助するヘルパーを派遣します。
４　情報発信		
①	**子育てアプリ「足立区おやこ手帳」**	妊娠週数や赤ちゃんの月齢に合わせて、妊娠や育児に役立つプッシュ通知やメールで配信します。そのほか、妊婦健康診査の記録、お子さんの成長・健康記録、予防接種スケジュールの作成・リマインドメールなどの機能を搭載しています。
②	**新米ママパパの子育てブログ**	子どもの成長に伴う子育ての悩みと対処法などを、子どもの月齢に合わせてメールで配信します。

１－①②、２－①②、３－①、４－①　子ども家庭部　子ども政策課

１－③、４－②　こども家庭相談室　こども家庭相談課

2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取組

就学前教育・保育施設

足立区では、子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、様々な特徴をもつ教育・保育施設を設置・整備しています。

	幼稚園（私立）		認定こども園（区立・私立）		認可保育所（区立・私立）	小規模保育（私立）	家庭的保育（保育ママ）（私立）	認証保育所（私立）
	新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行した幼稚園	『短時間利用』の場合	『長時間利用』の場合				
主な特徴	○幼児期の教育を行う 学校教育法に基づく学校 ○夏・冬・春休みあり		○幼児教育を行う ○区立園は区民のみ利用可能 ○夏・冬・春休みあり	○幼児教育を行うほかに保育サービスも併せて提供する ○区立園は区民のみ利用可能	子どもの成長や発達過程を踏まえた保育を実施	○少人数（6～19人）のお子さんをお預かりする ○家庭的な環境に近い保育を実施、給食あり	○少人数（5人以下）のお子さんを家庭的保育者の自宅等でお預かりする ○家庭的な環境で保育を実施 ○給食あり※７	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設
対象年齢	満３歳から小学校入学前まで （各園により利用可能年齢は異なる）		満３歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる） 区立園は4、5歳児のみ	０歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる）	０歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる）	０歳から２歳児まで （各園により利用可能年齢は異なる） ３歳児以降、保育施設に入所する場合は、再申込が必要（先行利用調整を実施※６）		A型…０歳から小学校入学前まで B型…０歳から２歳児まで （各園により利用可能年齢は異なる）
開所時間※１	４時間以上		４時間以上	１１時間以上	１１時間以上		９時間以上	１３時間以上
保育料	無償（最大月額3.5万円まで。各園が定める別途費用あり） 幼稚園保護者補助金制度あり※３		無償（私立認定こども園は最大月額3.5万円まで。各園が定める別途費用あり）	無償	無償	無償		○各園が利用時間等で決定 ○区の保育料負担軽減制度あり※８
利用申請先（入園申込）	希望園		私立：希望園 区立：希望園	保育・入園課	保育・入園課			希望園
入所選考	各園が選考		私立：各園が選考 区立：区が選考	区が利用調整※４	区が利用調整※４	区が利用調整※４		各園が選考
必要な認定※２	不要	１号認定	１号認定	２号認定 ３号認定	２号認定 ３号認定	２号認定※５ ３号認定		不要
備考					子育て支援事業☆２			

☆　**子育て支援事業**

1　乳幼児すこやか相談
　区立保育園・区立認定こども園の豊富な知識と経験を持つ職員が、子育てに関する悩みや疑問などの相談に応じています。

2　あだちマイ保育園
　家庭で就学前の子どもを養育する方及び妊婦を対象に、近くの区立園を「マイ保育園」として登録してもらうことで、保育士や看護師が専門性を生かした子育て相談等の支援を行います。

3　一時保育
　保護者の通院や習い事、買い物、リフレッシュなど理由を問わず、一時的に子どもを預かります。

※１　利用できる時間は、認定区分等に応じ、利用者によって異なる。園・事業者によって、延長保育（幼稚園・認定こども園短時間利用においては、預かり保育）あり。

※２　保育所などを利用する場合は、区に申請し、「認定」を受ける必要がある。この認定は、乳幼児の年齢や保育の必要性に応じて、1号認定（教育認定）、２号認定（保育認定）、３号認定（保育認定）に分かれる。

※３　私立幼稚園に通園する園児保護者の経済的な負担を軽減するために、保育料等と入園料の一部を補助しています（**保育料の補助は、令和8年度から最大月額3.5万円までに拡充）。**

※４　提出書類をもとに、区が定める基準により保育の必要度を指数化して優先順位をつけ、指数の高い順に利用できる施設を区が調整した上で決定すること

※５　２号認定のうち２歳児クラスに該当する方のみ利用可能

※６　卒園後も引き続き保育施設を必要とする保護者のため、一般申込に先行して優先的に利用調整を実施

※７　**アレルギーがあるお子さんは、ミルク・弁当・おやつなどを保護者が持参**

※８　児童のクラス年齢、世帯の課税状況、保育の必要性の認定有無、出生順に応じて保育料の負担軽減を実施。利用の手続きは、認証保育所を通じて行う。

ＩＣＴ教育の推進

足立区では、ＧＩＧＡスクール構想のもと、児童・生徒一人一台端末の配備が完了しました。ＩＣＴ機器の配備と通信環境の増強により、授業はもちろん、家庭学習にもＩＣＴが活用されています。

１　小・中学校のＩＣＴ環境整備経過について

（１）児童・生徒用端末、教員用端末

①　令和３年度までに児童・生徒一人一台の端末を実現（約 45,000 台）

②　令和４年度までに教員一人一台の端末を実現（約 3,000 台）

（２）55 型液晶大型ディスプレイ

①　令和元年度に全普通教室と一部の特別教室に一台の配備を実現（約 2,200 台）

②　令和５年度に主に大型ディスプレイがない特別教室に追加配備（約 450 台）

（３）無線アクセスポイント等

端末等を無線でインターネットに接続するための Wi-Fi 機器

①　令和元年度に全普通教室と一部の特別教室に一台の配備を実現（約 2,500 台）

②　令和５年度に１教室あたり１台から２台に増設し、より安定した通信環境を実現

③　令和６年度までに全校のネットワークにおいてローカルブレイクアウト方式（※）を導入

※　従来のセンター集約方式と比較し、遅延の少ない円滑な通信環境を維持できる方式

（４）モバイルルーター

令和４年度に各校３台配備し、体育館や屋外におけるインターネット接続環境の整備を実現

２　小・中学校のＩＣＴ活用促進

（１）ＧＩＧＡスクール推進研究校

ＩＣＴを活用した授業改善を推進し、児童・生徒の資質・能力の育成と好事例の創出を目的に、令和４年度から７年度まで延べ 17 校（小中一貫校を含む）を実践的な研究を進めるモデル校に指定してきました。研究発表を通じて成果を区内小・中学校全体で共有し、ＩＣＴを活用した授業の質の向上を図っています。

（２）活用レベルに応じた研修

民間事業者と連携した研修会を実施して、ＩＣＴの活用スキルの向上を図っています。

（３）ＩＣＴ支援員の派遣

各小・中学校にＩＣＴ支援員を週２～４回派遣することで、授業等におけるＩＣＴ機器の効果的な活用方法や操作支援、アプリケーションの操作研修や手順書作成等、教員のＩＣＴ活用を多面的に支援します。

令和８年度の取組方針

１　児童・生徒用 Chromebook の更改

令和２年度以降に順次導入した児童・生徒用 Chromebook の一斉更改を実施します。

２　モデル校の拡大

モデル校を令和７年度の１５校から２３校に拡大するとともに、効果的な活用事例の創出を目指す推進校と、端末活用の底上げを目指す研究校に分けることで、区全体としてのＩＣＴ活用の促進を図ります。

（教育指導部　学校ＩＣＴ推進課）

学童保育室

学童保育室は、保護者が就労等により昼間家庭にいない等の理由で支援が必要なご家庭の児童に「放課後等の生活の場」を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

学童保育室では「放課後等の遊びを中心とした集団生活」を行います。学年の異なる児童や学童保育室の支援員との関わりの中で、児童の自主性や社会性及び基本的な生活習慣等の育成を支援します。

１　学童保育室の運営

区内に学童保育室は１２３か所あり、区立９２か所（公設公営４か所、公設民営８８か所）と民設３１か所で運営を行っています。

２　学童保育室の事業内容

（１）対　象　区内に在住または在学する小学校１年生から６年生の児童

（２）保育時間

ア　通常保育

①　授業がある日・・・授業終了時から午後６時まで

②　授業の無い土曜日・長期休業日・・・午前８時３０分から午後６時まで

イ　特別延長保育（有料）

一部の学童保育室では、保護者の就労等の理由により保育時間を延長して児童をお預かりする特別延長保育を有料で実施しています。

①　早朝保育・・・午前８時から午前８時３０分（学校休業日のみ実施）

②　夕方保育・・・午後６時から午後７時

※　民設学童保育室の特別延長保育時間については、各学童保育室で内容が異なります。

（３）休室日

日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

（４）保護者負担金

①　基本分　　児童一人につき月額６，０００円（二人目以降、一番下の児童以外は半額）

②　特別延長分　　児童一人につき月額３，０００円

※　民設学童保育室の特別延長保育の料金は、各学童保育室で異なります。

３　令和８年度の運営状況

（１）学童保育室数　　計１２３か所（１３７室）※区立９２か所　民設３１か所

（２）特別延長保育実施数　　区立学童保育室・・・３１か所

民設学童保育室・・・３１か所

（３）利用児童数　　５，５６６人（令和８年４月１日現在）

令和８年度の取組方針

１　令和９年４月開設を目指して、学童保育室の需要が多く見込まれる地域に対して整備していきます。

２　学童保育室職員の人材確保及び長期的に安定した運営ができるよう支援を行っていきます。

（子ども家庭部　学童保育課）

いじめ防止等のための対策と問題の解決に向けて

足立区は、「いじめ防止対策推進法」及び国等の方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題の防止と問題の解決に取り組みます。

いじめ防止のための対策の基本的な考え方

（１）足立区の方針

いじめ防止および早期発見、いじめを受けた児童・生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する相談体制の充実等、いじめ防止に関する施策を教育委員会と学校が連携しながら総合的に実施します。

（２）足立区立学校の方針

いじめを絶対に許さず、いじめを受けている児童・生徒を守り抜く態度を明確に表明します。

また、いじめはどの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期解決に努めます。

重大事態への対処

（１）重大事態の報告

法第２８条第一項に規定された重大事態発生時に、教育委員会附属機関の調査委員会を招集し、区長に報告します。

（２）区長による再調査および措置

ア　重大事態への対処等のために区長による再調査を実施することがあります。

イ　教育委員会の附属機関とは別に区長が委嘱した委員によって構成される実施機関（足立区いじめ等調査委員会）が再調査を実施します。

ウ　再調査結果を踏まえて教育委員会は重大事態への対処や再発防止のための措置を実施します。

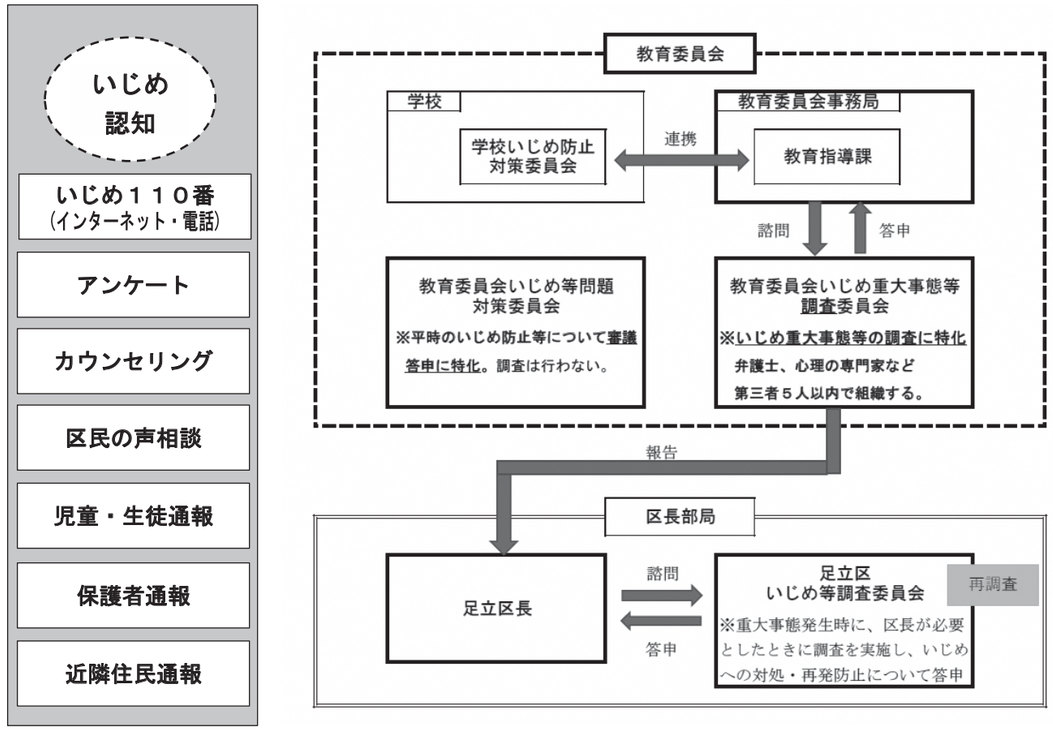
教育委員会の取組

（１）人権と生命を尊重する教育課程の推進
（２）いじめに関する児童・生徒への必要な措置
（３）「いじめに関するアンケート」（年３回）による現状把握と傾向分析を基にした学校への指導・助言
（４）アンケートシステムでいじめが深刻化するリスクのある児童・生徒の把握、いじめ重大化の未然防止
（５）「いじめに関する児童・生徒の一覧表」と「いじめ個票」による月１回の定期報告と組織的対応の強化
（６）いじめ相談電話、ネット相談
（７）スクールカウンセラーによる心のケア
（※　こども支援センターげんき事業）
（８）指導主事等の学校訪問によるいじめ実態把握
（９）いじめ防止に関する研修会の実施
（10）自殺予防に関する教員研修会の実施
（※　区衛生部と共催）

学校の取組

（１）「人権」や「生命の尊さ」等いじめに関する公開授業の実施
（２）よりよい人間関係形成につながる、児童・生徒が主体となる取組
（３）落ち着いた学校生活、いじめ防止につながる学校環境づくり
（４）ＳＯＳの出し方に関する教育の推進
（５）いじめ防止に関する校内研修会の実施
（６）いじめ相談箱の設置
（７）「ＳＮＳあだちルール」に基づく「学校ルール」の見直し
（８）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
（９）いじめを受けた児童・生徒等への必要な支援、組織的、計画的な支援
（10）「学校いじめ対策委員会」を核とした迅速な調査、関係機関との連携

いじめ問題に対する組織的な対応



いじめの認知に当たっては、被害の子どもが「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み個別に判断します。個々のいじめへの対応には、その行為の重要性を総合的に考慮して、法に基づいた確実な「いじめの認知」をしたうえで、適切な対応を行うようにしています。

重大性の段階に応じたいじめの類型		暴力有無	主な状況等
↑法令上のいじめ↓	（１）好意で行った言動（親切のつもりで）	／	発言の苦手な子どもに「○○さんも意見を言いなよ」と強く促した。
	（２）意図せず行った言動（悪気はなかった）	／	リレーでバトンを落とした子どもに「何やってんだ！」と怒鳴った。
	（３）衝動的に行った言動（つい、かっとなって）	伴わない	うっかりぶつかってきた子どもに「ばか」と言い、にらんだ。
		伴う	うっかりぶつかってきた子どもに対して、その場で殴り掛かった。
	（４）故意で行った言動（あの子がむかつく） ↑社会通念上のいじめ	伴わない	運動の苦手な子どもに「あなたのせいで負けたのわかってるの！」と問い詰めた。
		伴う	お金を持って来ないことを理由に殴ったり、蹴ったりした。

※　（１）から（４）になるにつれて重大性が強まりますが、いずれも「いじめ」として認知しています。
（参考文献　いじめ総合対策【第３次　上巻】令和７年６月東京都教育委員会）

（教育指導部　教育指導課）

子育てや教育に関する相談

子育てやしつけ、教育に関する相談に対応し、家庭及び学校への支援などを行う総合相談窓口です。また、虐待の通告先の第一義的相談機関としての役割も果たしています。

1　各種相談

(1) 就学相談

げんき就学相談員が障がいや発達に課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な就学に向けて相談支援を行います。

ア　対象　翌年度小学校に入学予定の幼児、小・中学校に在籍する児童・生徒とその保護者

イ　相談方法　電話・来所（要予約）

(2) 発達相談

発達に関する悩みや心配事（発達障がいを含む）についての相談を行います。

ア　対象　区内在住の０歳から１８歳未満の子どもおよび保護者、関係機関

イ　相談方法　電話・来所（要予約）

(3) 教育相談

教育相談員が教育に関する心配事について相談支援を行います。令和３年度からオンライン相談も始めました。

ア　対象　区内に在住・在学の幼児、小・中学生、高校生および保護者

イ　相談方法　来所（面接相談・要予約）

※　オンライン相談の場合も初回は来所が必要です。

(4) 養育相談・児童虐待の対応

こども家庭支援専門相談員が子どもからの相談や子育て中の保護者からの子育てに関する相談、児童虐待に関する相談・通告を受け付けます。

ア　養育相談

(ア) 対象

区内在住 0 歳から 18 歳までの子ども、子育て中の保護者、子育てに関係している方

(イ) 相談方法

電話・来所・Ｅメール・訪問相談

イ　児童虐待などの対応

児童虐待が疑われるなどの通告への対応や虐待を受けた子どもなどの要保護児童・保護者への適切な支援を行います。

(5) 問い合わせ先

就学相談	就学相談係	3852-2875
発達相談	発達支援係	5681-0134
教育相談	西新井教育相談係	3852-2872
	綾瀬教育相談係	3838-3588
	竹の塚教育相談係	5851-8507
養育相談 虐待の通告	こども家庭相談課	3852-3535

2　学校への支援

学校の教育活動で発生するさまざまな課題に対して、学校を支援しています。

(1) 教育相談員や学校支援員などの派遣

学校からの要請で教育相談員が校内で行動観察を行い、助言しています。また、必要に応じて学校支援員を派遣し、学級への支援を行います。

(2) チャレンジ学級・あすテップの運営

長期の不登校状態にある児童・生徒に基礎学力の補充を行う教室を運営しています。学習活動やスポーツ活動・校外学習などを通して集団への適応能力を高める活動も実施しています。

(3) スクールソーシャルワーカー活動

児童・生徒の抱える課題を解決するため、教育と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーが全小・中学校を巡回訪問するほか、家庭訪問や関係機関との連携も行います。

(4) スクールカウンセラー配置

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の様々な相談に対応します。

(5) 教員研修の実施

教員の資質向上のため、教育相談研修、特別支援教育研修を実施しています。

（こども支援センターげんき　支援管理課、教育相談課
こども家庭相談室　こども家庭相談課）

3 課題を抱える子どもの状況に応じた支援の充実

特別支援教育

特別支援教育とは、心身に障がいのある子どもだけでなく、知的な発達に課題のない発達障がい（学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症、情緒障がいなど）のある子どもにも、状態に応じたきめ細かな指導や必要な支援を行う教育です。

一部の小・中学校に特別支援学級、すべての小・中学校に特別支援教室（コミュニケーションの教室※）を設けています。

※「コミュニケーションの教室」は、特別支援教室の区の呼称です。

1　特別支援学級

(1)　【固定】知的障がい学級（ 小・中学校）
知的な発達に心配のある子どものための学級
設置校：小23校　中12校

(2)　【通級】難聴学級（ 小学校 ）
きこえに心配のある子どものための学級
設置校：小2校

(3)　【通級】言語障がい学級（ 小学校 ）
ことばに心配のある子どものための学級
設置校：小4校

(4)　【通級】弱視学級（ 小学校 ）
視力に心配のある子どものための学級
設置校：小1校

・固定（固定学級): 学級に在籍して学びます。
・通級（通級指導学級): 在籍校から、週１～２回程度通います。

2　特別支援教室（コミュニケーションの教室）

通常の学級に在籍し、知的な発達に課題はなく、情緒面、行動面の発達などに一部特別な支援が必要な子どもたちのために、特別支援教室（コミュニケーションの教室）をすべての小・中学校に設置しています。

支援を必要とする子どもたちは、在籍学級における授業の一部に替えて、校内の特別支援教室で指導を受けます。

3　各学校の支援体制

特別支援教育推進と教員の資質向上のため、特別支援教育研修を実施しています。また特別支援教育コーディネーターが校内の関係者および校外の関係機関・専門家などと連携を図ります。

4　副籍制度の充実に向けて

副籍制度とは、特別支援学校に在籍している子どもたちが、居住する地域の通学区域内の小・中学校の子どもたちと交流をする制度です。お互いを正しく理解し、共に助け合い、支えあって生きていくことの大切さを相互に学びます。

5　チューリップシート

小学校入学にあたり、性格や苦手なことなど、保護者が小学校に知ってほしいことを伝えるためのシートです。情報をつなぐツールとして活用しています。

6　個別の教育支援計画・個別指導計画作成システムの活用

保護者アンケートや教員による児童・生徒の行動観察に基づき、個別の教育指導計画・個別指導計画を作成するシステムを全校に導入し、支援計画の質の向上を図り、児童・生徒の適正指導を実施しています。

令和８年度の取組方針

令和８年度も引き続き、特別な支援を必要とする子どもたちのために支援を継続していきます。

さらに、以下の取り組みを実施していきます。

1　学校教育におけるユニバーサルデザインの推進

年齢や性別、国籍、身体的な能力、障がいの有無などにかかわらず、「全ての人にとってわかりやすい」という視点を学校教育の中に取り入れ、「全ての子にとって参加しやすい学校・学級」をつくり、「全ての子にとってわかりやすい授業」を行っていきます。

2　特別支援学級（知的障がい）の新設による需要の分散

需要に対する全体の定員数は満たしていますが、設置地域が偏在しているため一部で抽選が発生しています。これを解消すべく、令和８年度より特別支援学級を５校に新設し、小・中学校合わせ３５校となります。

令和９年度は２校に新設を予定しています。

3　特別支援学級の通学・通級の付き添い費の補助

就学援助・就学奨励で支給対象となっていない付き添い者の交通費を補助し負担を軽減することで通級・通学の希望先の選択肢を広げていきます。

（教育指導部　こども支援センターげんき　支援管理課）

学校施設

学校に通う児童・生徒の健やかな学びを支え、安全・快適に学べる教育環境を確保するため、学校施設の整備に取り組んでいます。

学校施設は小・中学校の５割以上が築５０年以上経過し、さらに築６０年以上経過している学校も全体の２割以上にも及んでおり、学校施設の老朽化が進行しているため、学校施設の個別計画に基づく計画的な更新・保全を行っています。さらに近年では、環境への配慮やバリアフリー対策、災害時の避難所機能の強化など、学校施設に対してさまざまな機能が求められています。

時代の要請にこたえ施設を魅力あるものにしていくため、総合的な視点に立ち、学校施設の整備事業を進めています。

令和７年度の実績

１　計画的な施設更新

（１）新築・改築工事

学校施設の個別計画（令和３年３月策定）に基づく新築・改築工事の実施。

ア　東綾瀬中学校

改築工事・令和３～６年度実施

イ　東渕江小学校

改築工事・令和６～９年度実施予定



東綾瀬中学校

（２）大規模改修工事

学校施設の個別計画（令和３年３月策定）に基づく大規模改修工事の実施。

ア　令和６年度工事実施　８校（小４、中４）

イ　令和７年度工事実施　７校（小２、中５）

（３）施設更新費用の積立

多額の施設更新資金確保のため平成４年度「義務教育施設建設積立基金」を設置、毎年度積立を実施。

ア　令和７年度積立額　17,848 百万円

イ　令和７年度末基金残高（見込）　69,286 百万円

２　施設環境整備

（１）バリアフリー整備

学校施設の避難所機能強化のため、段差解消（スロープ設置）やバリアフリートイレの整備を実施。

ア　令和６年度　　３校（小２、中１）

イ　令和７年度　２３校（小 17、中６）

（２）遮熱対策物品の試験設置・効果検証

学校施設の暑さ対策のため、小、中学校各２校の最上階普通教室に遮熱レースカーテン及び遮熱ロールスクリーンを試験的に設置し効果検証を実施。

令和７年度　４校（小２、中２）

（３）耐用年数評価

学校施設の使用可能な期間を正確に把握するため、耐用年数評価を実施。

令和７年度　７校（小２、中５）

令和８年度の取組方針

安全・安心な教育施設環境整備として、引き続き以下の工事を実施します。

１　新築・改築工事

工事予定　１校（小１）

２　大規模改修工事

工事予定　９校（小４、中５）

３　バリアフリー整備

整備予定　２５校（小 18、中７）

４　遮熱レースカーテン設置

設置予定　９９校（小 65、中 34）

（学校運営部 学校施設管理課）

区立小・中学校の適正規模・適正配置

１　適正規模・適正配置事業の目的

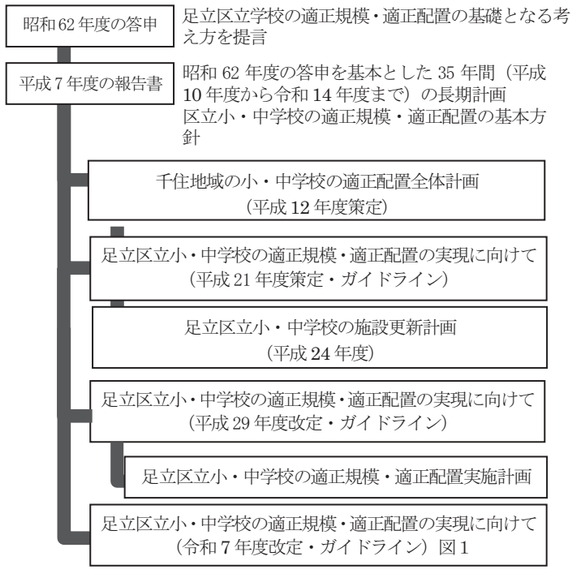
小・中学校は、「確かな学力の定着と向上」と多様な「遊び・学び・体験」を通して、「豊かな心」と「健やかな体」を育む場所です。子どもたちが、毎日明るく、楽しく、元気に学び、遊べる環境を整えることは、学校教育の基本のひとつといえます。

多くの友人や教師とふれあいながら育まれる社会性や人間性は、将来、社会に巣立つ子どもたちが必ず身につけなければならない「大切な生きる力」です。義務教育という大切な時期に、適正な児童・生徒数の集団生活のなかで、互いに認め合い、助け合い、競い合いながら成長できる学校環境を整えることが、子どもたちの人間力の育成と学力向上の両面において大切なことです。

児童・生徒数は、昭和 50 年代に比べて約半分に減少しており、さらに今後も少子化が進行していくと予測されています。教育委員会では、小・中学校を適正な規模にし、教育環境を可能な限りすべての小・中学校で同じように提供していくため、適正規模・適正配置に取り組んでいます。

２　適正規模・適正配置事業の沿革

適正規模・適正配置に関する計画等（概念図）



平成３年度から令和５年度までの統合等実施校

年 度	統合等実施校
平成３	・千寿本町小学校 （千寿第一小学校と千寿旭小学校を統合）
平成４	・千寿桜小学校 （千寿第六小学校と千寿第七小学校を統合）
平成９	・桜花小学校 （花畑東小学校と桑袋小学校を統合） ・西保木間小学校 （渕江第二小学校と竹の塚北小学校を統合）
平成 13	・足立入谷小学校 （入谷小学校と入谷南小学校を統合）
平成 14	・千寿小学校 （千寿小学校と千寿第二小学校を統合） ・千寿常東小学校 （千寿第四小学校と柳原小学校を統合）
平成 15	・千寿青葉中学校 （第三中学校と第十五中学校を統合）
平成 17	・千寿双葉小学校 （千寿第三小学校と元宿小学校を統合） ・千寿桜堤中学校 （第二中学校と第十六中学校を統合）
平成 24	・本木小学校 （本木東小学校と本木小学校を統合） ・栗原小学校と亀田小学校との通学区域変更 ・第七中学校と第十中学校との通学区域変更
平成 25	・足立小学校 （千寿第五小学校と五反野小学校を統合）
平成 27	・鹿浜五色桜小学校 （上沼田小学校と鹿浜小学校を統合）
平成 28	・鹿浜菜の花中学校 （鹿浜中学校と第八中学校を統合）
平成 29	・江北桜中学校 （上沼田中学校と江北中学校を統合）
令和４	・江北小学校 （江北小学校と高野小学校を統合）
令和５	・鹿浜未来小学校 （北鹿浜小学校と鹿浜西小学校を統合）

※　入谷地区は、当面、学齢人口の推移や少人数学級の動向など様々な情報を収集し、研究・検討していきます（令和７年度ガイドライン）。

（図 1）ガイドラインの改定に基づく適正規模・適正配置の検討エリア

対象エリア	対象校
花畑地区	花畑西小学校 桜花小学校 花畑第一小学校 花畑中学校 花畑北中学校
竹の塚地区	竹の塚中学校 渕江中学校
中川地区	大谷田小学校 長門小学校

足立区の適正規模・適正配置の基準

（※令和７年１０月ガイドラインの基準）

(1)　適正規模の基準

	小学校	中学校
適正規模	12 ～ 24 学級 （標準児童数 340 ～ 740 人）	12 ～ 24 学級 （標準生徒数 370 ～ 840 人）

※　適正規模に満たない学校はすべて小規模校とし、適正規模を超える学校はすべて大規模校とします。

(2)　適正配置の基準

	小学校	中学校
通学時間	おおむね 30 分以内	
通学距離	おおむね 1, 200m以内が望ましい	おおむね 1, 800m以内が望ましい
通学区域	小学校と中学校の通学区域は、交友関係や地域との結びつきなどを考慮し、できるだけ整合性を持たせ、1 中学校あたり 2～3 の小学校が望ましい。	
通学区域の境界	地域との十分な協力関係のもと、その地域の特性をいかした学校づくりを進めていくため、原則として従来の 13 ブロック、町丁目の区域、町会・自治会の区域をできる限り分断しない配慮が必要である。また、通学区域と青少年対策地区委員会の区域については、できる限り整合性を図る必要がある。	
通学路	特に小学校の場合の安全性を重要視し、主要道路（日光街道や環七通りほか）、鉄道および河川により通学路が原則として分断しないことが望ましい。	

※　上記通学時間、通学距離は個人差や気象条件、道路条件などに左右されます。そのため、平均的な児童・生徒の歩ける時間と距離として、あくまでも目安ととらえて運用していきます。

（学校運営部　学校適正配置担当課）

4 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実

教員の働き方改革

近年、学校に求められる役割が増大し、国においても教員に負担がかかっていることが指摘されており、働き方改革の実現に向けて様々な動きがあります。

足立区では、平成３１年１月に文部科学省が示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、実施方針の中で、足立区立小中学校における教員の勤務時間の上限を原則①１か月の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、４５時間を超えないようにし、かつ②１年間の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、３６０時間を超えないようにする、と定めました。

また、平成３１年２月に「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」を策定し、教員一人ひとりが、自身の心身の健康の維持・増進を図るとともに、これまで以上に子どもと向き合う時間や、より良い授業を行うための充分な時間を確保するため、教員の負担軽減に向け、次のような方策を実施しています。

１　出退勤システムの運用

教員の出退勤時間を客観的に把握・管理するために、カードリーダー方式による出退勤システムを全校に導入しています。このことにより、在校時間を「見える化」し、教員自身が在校時間を確認できるようにすることで、ワークライフバランスを意識した働き方を推進します。

（学校運営部　学校支援課）

２　学校事務専門員Ⅱの配置

私費会計事務について、教員の関与を極力なくすため、会計年度任用職員２６名を採用し、各校を週１回巡回して私費会計事務全般を取扱います。

（学校運営部　学校支援課）

３　勤務時間外における外部からの電話対応のための自動音声応答装置の設置

平日夜間等の外部からの電話対応をなくし、勤務時間内に処理できなかった業務に集中できるように、学校の固定電話に自動音声応答装置を設置しています。なお、緊急時対応のため、公用携帯電話を各学校に配置しています。

（学校運営部　学校支援課）

４　「あだちからの日」

原則、毎月最終水曜日を「あだちからの日」とし、原則、午後は会議や研修等を設定せず、教員が授業準備や教材研究等に集中して取り組んだり、休暇を取ったり、ノー残業デーに位置付けたりしています。学校の実情に応じて、設定日の変更や追加をしている場合もあります。学校全体でワークライフバランスを意識した働き方を推進しています。

（教育指導部　教育指導課）

５　「閉校日」

夏休みや冬休み等に学校が閉まる日です。「閉校日」は教職員が休暇を取得するなど、原則、学校に教員は不在となります。

（教育指導部　教育指導課）

６　部活動指導員、委託事業者による指導者の配置

希望する中学校各校に１～３名程度の部活動指導を担う部活動指導員を配置し、教員の部活動指導の負担を軽減しています。令和８年度には、モデル校の一部部活動の運営を委託します。

（教育指導部　教育指導課）

７　重複調査の防止と調査の簡素化

国、都、区からの調査について、調査一覧を作成し共有することで、重複した調査を未然に防止します。また、余裕をもった調査期限の設定や、調査内容の精選、文書の表記の工夫などで、調査に関する負担を軽減します。

（学校運営部　学校支援課、教育委員会内各課）

８　副校長補佐の配置

都の補助制度を活用し、副校長が担っている業務のうち、教員以外でも処理が可能である調査への回答や施設管理等を補佐する副校長補佐を、希望する小・中学校に配置しています。

（教育指導部　教育指導課）

９　スクール・サポート・スタッフの配置

教員の業務負担軽減を図るため、都の補助制度を活用し、授業準備・採点業務の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを、希望する小・中学校に配置しています。

（教育指導部　教育指導課）

１０　特別非常勤講師の配置

教員の負担軽減等を図るため、希望する小学校へ、高い専門性を持った人材を配置し、教科に係る授業を実施します。

（教育指導部　学力定着推進課・教育指導課）

１１　学校問題解決のための専門家チーム

学校関係者が、スクールロイヤー（弁護士）と経験豊富なＳＳＷＡに直接相談できる「学校事例検討会」を、区役所本庁舎で毎月３回開催し、課題解決に向けた助言を行っています。

（教育指導部　教育指導課）

１２　学習支援員（エデュケーション・アシスタント）の配置

教員の負担軽減等を図るため、都の補助制度を活用し、授業補助や児童の個別支援等を行う人材を、小学校に配置しています。

（教育指導部　教育指導課）

１３　校務のＩＣＴ化の推進

統合型校務支援システム（C4th※）を導入し、文書連絡システム、学校・教育委員会間の個人メールシステム、指導要録、出席簿の作成支援、成績処理などをＩＣＴ化することで、教職員の負担を軽減しています。

（教育指導部　学校 ICT 推進課）

※統合型校務支援システムとは
グループウェア機能・学籍管理機能・成績管理機能・保健統計機能などを統合して機能を有しているシステムであり、手作業が多い教員の業務の効率化を目的に、平成２４年度から導入しています。
教員の事務作業を電子システム化し、事務にかかっていた時間を短縮することで、子どもに向き合う時間を確保し、教育の質の向上に取り組んでいます。

4 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実

子どもたちの安全確保策

区立認定こども園・区立保育園・区立小・中学校では、子どもたちが自他の生命を尊重し、日常生活全般において安全な生活を送ることができる意識・態度・能力を養うために安全管理の徹底と安全教育の推進を図っています。また、保護者・地域の協力により、「安全安心な園づくり、学校づくり」を進めています。

1　地震等自然災害への備え

（１）避難訓練の実施

各校・各園での、危機管理マニュアルに基づいた避難訓練や引渡し訓練の実施

（教育指導部 教育指導課、子ども家庭部 保育・入園課）

（２）「東京マイ・タイムライン」の作成・活用

風水害に対する事前の備えを目的として「東京マイ・タイムライン」を、小１・小４・中１を対象に配付。家庭と連携しながら、防災教育に取り組む。

（教育指導部 教育指導課）

（３）洪水から身を守るための防災学習

風水害時などに、正しい被災回避行動ができるように防災教育に取り組む。

長門小学校・第十二中学校にて実施

（危機管理部 災害対策課・教育指導部 教育指導課）

（４）地域防災無線・ＦＡＸの設置

教育委員会と各校・各園が音声または書面で連絡が取れるよう、無線機と無線 FAX を設置

（危機管理部 災害対策課）

（５）緊急地震速報の設置

各校・各園に FM ラジオ放送の「緊急地震速報」を受信して、地震の発生を知らせる「地震速報放送」を行える装置を設置

・導入時期　各校・各園とも R1

（学校運営部 学校施設管理課、子ども家庭部 保育・入園課）

（６）携帯トイレの備蓄

災害時に断水しても排泄ができるよう、園児数と職員数に応じて携帯トイレを備蓄した。

・導入時期　R7

（子ども家庭部 保育・入園課）

2　交通安全確保策

（１）交通安全教室

ア　こども園・保育園では、警察と連携し、５歳児を対象とした交通安全指導を実施

（子ども家庭部 保育・入園課）

イ　小学校では、交通安全指導員による交通安全教室を実施するとともに、「あさがお交通安全プロジェクト」を全校で実施

（教育指導部 教育指導課）

（２）黄色い安全帽子とランドセルカバー（リュックカバー）

通学時の安全確保のため、小学１年生に配付

（学校運営部 学務課）

（３）通学路合同点検

登下校の安全を確保するため、学校関係者、教育委員会、道路管理者、警察の合同で、交通安全の観点から通学路を点検する。

・導入時期　H24　（学校運営部 学務課）

（４）学童擁護員の配置

通学路上の交通危険箇所に学童擁護員を配置し、児童の安全な登下校のための見守りを行う。

（学校運営部 学務課）

3　不測の事態への対応

（１）防犯ブザーの配付

通学時などの不測の事態に備え、小学１年生、中学１年生に配付

・導入時期　H15　（学校運営部 学務課）

（２）通学路安全マップの作成

危険な場所の確認や安全指導のために作成。

区で統一したデザインにより電子データ化し、各校から保護者へ配信

・導入時期　各園は H13、小学校は H17

（学校運営部 学務課）

（３）セーフティ教室

警察・NPO などの協力による園児・児童・生徒の犯罪被害防止・SNS の適正利用などのための教室

・導入時期　各校・各園とも H16

（教育指導部 教育指導課、子ども家庭部 保育・入園課）

（４）管理体制の整備

カメラ付インターホン、校門オートロック、 学校 110 番（非常通報体制）の整備

・導入時期　各園・小学校は H17、中学校は H18

（学校運営部 学校施設管理課、子ども家庭部 保育・入園課）

（５）防犯物品の配備

ア　さすまた　イ　催涙スプレー　ウ　防護盾

・導入時期

ア　こども園、各校は H16、保育園は H18

イ　各校 H30、各園 R1

ウ　各校 R4

（学校運営部 学校支援課、子ども家庭部 保育・入園課）

（６）防犯カメラの設置

ア　敷地内への不審者侵入防止対策として設置

・導入時期　各校：H18

各園：H17 より随時導入開始

（学校運営部 学校施設管理課、子ども家庭部 保育・入園課）

イ　登下校や放課後の安全確保のため、登下校区域や放課後活動区域の道路上に設置

・導入時期　H26　（学校運営部 学務課）

（７）AED（自動体外式除細動器）の設置

児童・生徒や地域の方の心肺停止などの緊急事態に備え、各校に２台、各園に１台ずつ設置

・導入時期　各校・各園とも H20、携帯型は H23

（学校運営部 学校支援課、子ども家庭部 保育・入園課）

（８）学校・地域・警察連携会議

登下校の防犯にかかる安全確保を図るため、小学校の関係者、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、警察が一同に会し、情報交換や安全確保策の検討を行う。

・導入時期　R1　（学校運営部 学務課）

4　その他の安全確保策

（１）こどもをまもろう 110 番ポスター・ステッカー

子どもたちの緊急避難場所として、協力を得られた家庭・店舗などにポスター・ステッカーを表示

・導入時期　H10　（学校運営部 青少年課）

（２）学校安全パトロール

交通安全指導員による、指導車２台でのパトロール

・導入時期　H17　（教育指導部 教育指導課）

（３）下校時安全放送

防災行政無線を活用し原則、毎週月・木曜日午後２時に安全放送を実施

・導入時期　H18　（学校運営部 学校支援課）

（４）夕焼け放送

防災行政無線を活用し、暗くなる前の帰宅を呼びかける。

・導入時期　S56　（学校運営部 青少年課）

5　メール等の配信システム

（１）Ａ－メール配信システム

子どもたちの身の回りで起きた事件や不審者情報などを「子どもの安心情報」として登録者に配信

・導入時期　H18　（学校運営部 学校支援課）

（２）登下校等通知メール

小学校の登下校を通知するメールを保護者に配信する。登下校の安全確保の一環として、通学に不慣れな小学校１年生については、区が利用料を助成する。

・導入時期　R1　（学校運営部 学務課）

（３）全区立園へアプリ（コドモン）の導入

保育園と保護者が双方にコミュニケーションを取ることができるアプリを導入した。一斉配信のほか、欠席連絡、連絡帳、アンケートなどの機能を備えている。

・導入時期　R4～R5　（子ども家庭部 保育・入園課）

（４）トランシーバー・インカムの導入

子どもの見守りや園内の連絡体制の整備を目的として、トランシーバー及びインカムを導入した。

・導入時期　R5　（子ども家庭部 保育・入園課）

（５）Ｃ４ｔｈＨｏｍｅ＆Ｓｃｈｏｏｌ

小・中学校と、その学校に通学する児童・生徒の保護者とを繋ぐ、クラウド型のお知らせ配信アプリケーション。学校からのお知らせやお便りなどを保護者へ届けたり、保護者から学校へ出欠席連絡を行うことができる。

・導入時期　R5　（教育指導部　学校ＩＣＴ推進課）

スクールロイヤー

1　目的

学校長等が区の顧問弁護士に直接相談することをとおして、学校で発生した事案の早期解決や再発防止を図ります。

2　実施回数

「学校事例検討会」を、毎月３回開催しています。事案の軽重に関わらず、すぐに相談することが可能です。

3　方法

「学校事例検討シート（ワンペーパー）」に、相談内容の概要や状況等を記載し、学校管理職、教育指導課職員、指導主事、スクールソーシャルワーク・アドバイザー（SSWA）、顧問弁護士が一緒に事例検討を行います。

学校がすぐに相談できる体制を整えることで、事案のアセスメントや解決の方向性を検討します。

事例検討会では、その場の相談で完結する案件の他、詳細な相談が必要な案件については、追加の助言・指導、文書のリーガルチェック等もおこなっています。

4　導入の経緯

（1）事案の多様化

学校を取り巻く社会状況の変化に伴う事案の多様化により、取り入れられた制度です。学校で生じる案件の中には法律的な判断が必要な場面が増えています。

（2）導入の効果

判断の根拠が明確になることで、教育、福祉、法律を統合して判断することが可能となり、適切な判断のもとで解決に向かう効果が得られます。

また、事案の早期解決だけでなく、未然防止や教職員の危機意識の向上も期待されます。

4 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実

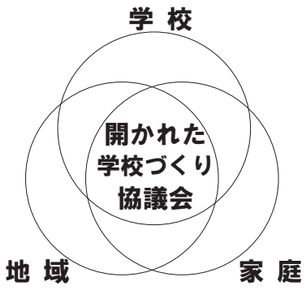
学校・家庭・地域の連携による「開かれた学校づくり協議会／コミュニティ・スクール」

足立区は今、区民をはじめさまざまな主体が思いを重ね、ゆるやかにつながり、支えあいながらともにまちを創っていく「協創」によって、活力にあふれ進化し続ける「ひと・まち」をめざしています。
「開かれた学校づくり」は、学校・家庭・地域の皆さんが力を合わせて地域性を活かした特色ある学校活動を進め、新しい時代を切り拓く児童・生徒の「たくましく生き抜く力」や「豊かな心」を育てていく取り組みです。足立区では全校に「開かれた学校づくり協議会」を設置し、区を挙げて取り組んでいます。

開かれた学校づくり協議会とは

教育委員会では、さまざまな人々が学校運営や授業に関わることで、ともすると「閉鎖的」といわれる学校を変えていくために、教育改革の一環として、「開かれた学校づくり」に取り組んできました。

この「開かれた学校づくり」の活動を中心的に担う足立区独自の組織として、各学校に設置されたのが開かれた学校づくり協議会です。



開かれた学校づくり協議会
３つの目標
(1) 地域に根ざした特色ある
学校づくりを進めていく
(2) 学校支援の活動を
より充実させていく
(3) 家庭の教育力と地域の教育力を
向上させていく

開かれた学校づくり協議会は、右記の３つの目標を掲げて平成 12 年度のモデル５校からスタートし、14 年度には全小・中学校に設置されました。この間、学校では、ホームページなどによる情報発信の強化、学校選択制度と連動した年２回の学校公開の実施など、「開かれた学校づくり」を進めてきました。そして、各校の開かれた学校づくり協議会では、家庭教育の講演会や土曜事業、子どもの安全確保などの取組、学校関係者評価の実施など、学校を支援するためのさまざまな取組を行っており、現在の小・中学校にはなくてはならない活動が展開されています。



弘道小学校『あそば Night』

弘道小学校では、毎年開かれた学校づくり協議会とお父さんによるボランティアグループ「お父参会」共催で『あそば Night』を実施しています。うどんやカレー作り、校庭キャンプや水遊びなど、時代に合わせて姿を変えながら、地域の大人が一体となって子供たちの居場所を創り続けています。平成 18 年に第１回『あそば Night』が開催され、新型コロナウイルス感染症防止のため、一時中断となりましたが、様々な方の協力のもと行われています。

第十二中学校では、平成 21 年より生徒の学習習慣の定着や学習機会をつくることを目的として、学校の活動がない土曜日に「サタデースクール」を実施しています。自学自習を基本に、地域ボランティアの方々が学習支援として寄り添っています。勉強の質問はもちろん、人生の先輩との交流も楽しみの一つ。学校と地域が手を取り合い、温かな学びの輪が広がっています。



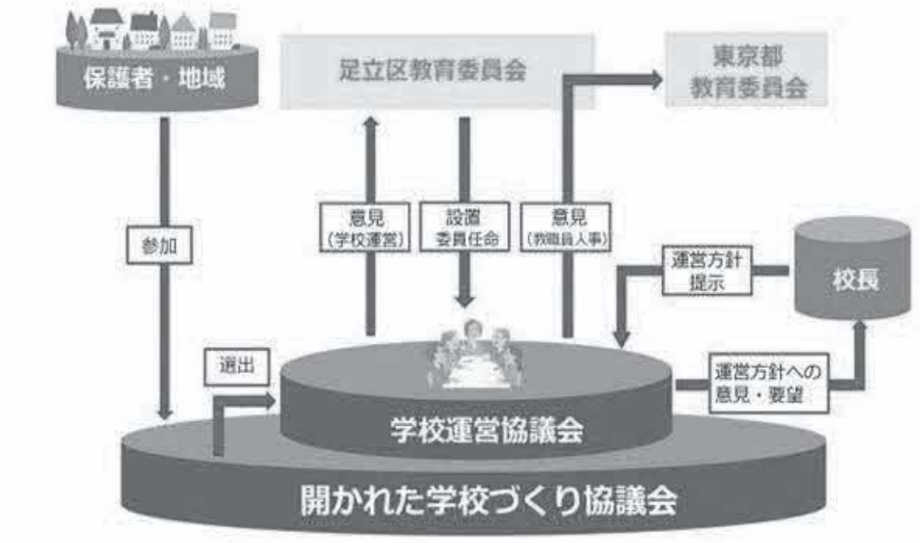
第十二中学校「サタデースクール」

開かれた学校づくりのこれから～「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」を提案～

学校・家庭・地域に定着した開かれた学校づくり協議会の活動。学校支援機能を一層強化するための仕組みとして、教育委員会は、開かれた学校づくり協議会に学校運営協議会機能を付加した「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」（以下、開かれ型ＣＳ）を提案し、設置拡大を進めています。

【開かれ型ＣＳ設置校】令和８年４月現在、13 校
綾瀬小・大谷田小・栗原北小・弘道小・古千谷小・西新井第一小・平野小・弥生小・第四中・第五中・花保中・谷中中・六月中

【開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール（開かれ型CS）】



【開かれた学校づくり協議会とコミュニティ・スクールの違い】

		学校運営協議会	開かれた学校づくり協議会
法的根拠		・地教行法（※） 第４７条の５ ・足立区学校運営協議会規則	各協議会の設置要綱
委員	身分	特別職の非常勤公務員。校長の推薦により足立区教育委員会が任命	法的根拠なし。校長の推薦
	報酬	日額2000円（会議出席の場合）	無報酬
	定数 任期	定数１５名以内。任期２年以内	定数無し。任期1年
活動経費		右記補助金とは別に、消耗品、講師謝礼、印刷代など最大70万円を助成	補助金　最大３０万円
機能・権限		①校長が作成する学校運営に関する基本的な方針の承認 ②学校運営に関する意見表明権 ③教職員任用に関する意見表明権 ④校長が作成する教員の業務量管理・健康確保措置に関する基本的な方針の承認	・協議、評価、支援、調整を行い、実施する。 ・法的な権限はない
校長との関係		学校運営の基本的方針の承認などの権限を有する立場。ただし、最終的な学校運営の責任者は校長	校長を地域全体で支える立場

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の略

（学校運営部　青少年課）

学校選択制度

学校選択制度は、子どもを希望する学校に行かせたいという区民からの要望を受け、通学区域の弾力化を図り、学区域制度の特例として、平成 14 年度に入学する新 1 年生から導入しました。その学校を希望する学区域内に居住する児童・生徒をすべて受け入れたうえで、受入可能人数に余裕がある場合に学区域以外からの希望者を受け入れることができるという制度です。

足立区の学校選択制度は、小学校・中学校ともに、保護者や児童・生徒が入学したい学校を区内全域から選択できる「自由選択制」を採用してきました。その後、保護者や開かれた学校づくり協議会の委員を対象に、学校選択制度についてのアンケート調査を実施し、それらを踏まえて、平成 26 年度に「足立区教育改革に伴う施策の検証及び評価に関する有識者会議」で、今後の制度のあり方を検討しました。その結果、小学校では通学の安全を確保するため、平成 30 年度の入学者から原則として学区域の学校か、隣接する学区域の学校のみ選択可能とする制度に変更しました。なお、中学校については、引き続き区内全域から選択可能です。

1　対象者

(1)　新年度に入学する小・中学校の新 1 年生

(2)　足立区外から転入した人

(3)　足立区内で転居した人

※　(2)、(3)については、学年に関係なく転入・転居をした際に、入学・転学する学校の選択が可能

2　抽選（新入学時）

全ての子どもたちが希望した学校に入学できることが望ましいと考えていますが、教室数の関係で、希望者全員の入学が困難な場合は、抽選により入学者を決定しています。

なお、抽選を実施する場合は、学区域外からの希望者を抽選対象としています。

3　抽選で当選とならなかった場合（新入学時）

「補欠」として優先順位をつけて 2 月末日まで登録され、暫定的に学区域の学校を就学指定します。2 月末日までに欠員が生じた場合には、順次繰り上げて当選とします。

4　学校選択の際の注意点

抽選になった学校への学区域以外から希望者に、いかなる理由があっても優先して入学を認めることはありません。兄弟姉妹で同じ学校への入学を希望した場合、抽選の結果により、同じ学校に入学できなくなる可能性があります。

学区域以外の学校を選択する場合は通学上の安全の確保は保護者が行います。自転車や自家用車での通学は認めていません。徒歩か公共の交通機関での通学になります。

（学校運営部　学務課）

就学援助・就学奨励

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、子どもたちが不安なく義務教育を全うできるよう、学用品費などの必要な費用を一部援助しています。

1　就学援助

(1) 対象者

区内に住所を有し、小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、生活保護世帯およびこれに準ずる程度に困窮する世帯の方。

(2) 援助の種類と対象

援助種別支給実績一覧表のとおり

(3) 申請

ア　足立区立小・中学校に在籍する児童・生徒

4 月に学校を通じて配付する申請書を記入し、学務課へ郵送もしくは窓口にて提出。

イ　足立区立以外の小・中学校の児童・生徒

学務課の窓口にて申請（前年度受給者は申請書を自宅に送付。また、区のホームページから申請書をダウンロードすることも可。申請は郵送可）。

(4) 認定区分

ア　要保護者

（ア）生活保護受給者

イ　準要保護者

（ア）前年度中に生活保護の廃止・停止を受けた世帯

（イ）児童扶養手当（ひとり親世帯など）を受給している世帯

（ウ）前年度分の世帯員全員の合計所得が基準未満の世帯

(5) 支給方法

申請書で指定された保護者口座へ振込み

(6) 支給額

支給額については、毎年度、教育委員会が予算の範囲内で決定

◎援助種別支給実績一覧表

援助費目		要	準	学年
学用品費通学用品費		×	○	小中全学年
校外活動費		○	○	小中全学年
自然教室費	国立等	○	○	小5年生
	日光	○	○	小6年生
	魚沼	○	○	中1年生
体育実技用具費		×	○	中全学年（在学中に1回）
卒業記念アルバム費		○	○	小6年生・中3年生
通学費		×	○	特別支援学級全学年
医療費		○	○	小中全学年

※　×印は生活保護費として別途支給

※　認定月により対象外の費目あり

2　就学奨励

特別支援学級などに通う児童・生徒に対し、通学するためにかかる費用の一部を補助する制度。

(1) 対象者

特別支援学級および特別支援教室に通学・通級している児童・生徒の保護者、または、特別支援学校の入学基準（学校教育法施行令第 22 条の 3）に該当し、通常学級（小・中学校）に通学する児童・生徒の保護者。

(2) 援助費目

認定区分（在籍種別・所得要件有）や実費負担状況などにより決定。区立小・中学校の申請手続きは、毎年学校を通じて申請

（学校運営部　学務課）

進学・修学支援、奨学金返済支援

小・中学校の入学時には、新１年生となるお子様がいる保護者（要件あり）に入学準備金を支給しています。高等学校等の入学時には、経済的理由により支援を必要とする方に入学準備金を支給し、大学等では学ぶ意欲と能力があり、経済的理由により修学が困難な方に給付を行っています。さらに、社会人には奨学金返済の助成を実施しています。ライフステージに合わせ、小学生から社会人まで切れ目なく支える取組です。

１　小・中学校入学準備金

小・中学校の新１年生となるお子様（私立を含む）を対象に、入学時に必要な物品（ランドセル、標準服、上履きなど）の購入費用として一人あたり 10 万円の入学準備金を支給します。（基準日等の要件あり）

※　くわしくは、秋頃に掲載する区のホームページをご覧ください。

２　高等学校等入学準備助成

区内在住で、中学３年生のお子様がいる保護者のうち、就学援助を申請し、準要保護世帯として認定されている方が対象です。高等学校等への進学先が決定している場合に、入学準備金として 10 万円（一律）を支給します。

※　くわしくは、高等学校等入学準備助成のお知らせをご覧ください。

３　給付型奨学金

大学等へ入学予定もしくは在学している方で、経済的な理由により修学が難しい方を対象に入学料・授業料等を給付します。

(1) 主な応募要件

ア　在学要件
　大学等に入学予定・在学

イ　成績要件
　5 段階評価で 4.0 以上

ウ　居住要件
　生計維持者が３年以上足立区に居住

エ　年収要件
　世帯年収が基準以下（4 人世帯 800 万円）

※　その他、応募資格や募集期間等は、足立区給付型奨学金募集要項を確認してください。

４　奨学金返済支援助成（社会人）

対象の奨学金を借り受けて高校、大学等を卒業（中途退学含む）し、奨学金を返済している方を対象に、申請の前年中に返済した金額の半額（上限 10 万円／年）を助成します。

※　最長10年、最大100万円まで申請できます(毎年度申請が必要)。
※　申請できるのは、最初に本助成金の交付を受けた年度を含め、最長 10 年間です。
※　その他、応募資格や募集期間等は、奨学金返済支援助成（社会人）募集案内を確認してください。

（学校運営部　学務課）

キャリア教育支援事業

～将来の自分の夢や目標の実現に向けて、多様な経験を積み重ねます～

キャリア教育支援事業

学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の社会的・職業的自立の基礎となる資質・能力を育む学校でのキャリア教育の一貫として支援します。

費用の一部を助成

【小学校】
第４学年から第６学年までのうち、学校が指定する１学年

【中学校】
第１学年から第３学年までのうち、学校が指定する１学年

- 職業体験施設の利用
- 将来のキャリアに活用できる施設等の利用
- キャリア教育に関連する講演会
- キャリア教育に関連するプログラム委託
- 区内外事業者による講話・職業体験

『夢デザインシート』の活用（キャリア・パスポート）

今の自分の良さを振り返るとともに、「なりたい自分」を明確にします。そして、そのために自分はどのようにしたら良いか道筋を考えるようにします。

小学校第１学年から中学校第３学年まで活用し、引き継ぎます。

自分の夢や目標を意識し、自己肯定感を高めるきっかけとなることを目的としています。

小学校で培った「よさ」や「夢や希望」等を中学校でも受け止めつつ、卒業後の進路を自ら切り開いていくことができる力を育みます。



職場体験

※主に中学校第２学年で実施

働く人と直接関わり、実践的な知識や技術に触れることで、生徒が将来の進路や生き方を具体的にイメージし、働くことの意味や意義を主体的に考える力を育みます。

区内外の事業者約 15 社を学校に招き、講話及び体験の実施により、多様な職業に触れる機会を確保し、生徒一人ひとりの興味・関心や適性に応じた進路選択につなげます。

児童・生徒が将来、自分にとって最もふさわしい進路を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図っていくことができるよう、発達の段階に応じたキャリア教育の取組を進めていきます。その上で、望ましい勤労観・職業観や、職業に関する基礎的な知識や技能を身に付けます。

（教育指導部　教育指導課）

5 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援

子ども・子育て支援施策の推進

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成２４年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいいます。以下、主な内容です。

１　「施設型給付」、「地域型保育給付」について

保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）及び地域型保育（家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）への給付（地域型保育給付）により、財政支援の仕組みが共通化されました。

【施設型給付などの支援を受ける子どもの認定区分】

保育所、幼稚園、認定こども園および地域型保育を利用する子どもについては、以下の３つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付など（施設・事業者が代理受領）が行われています。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間（1 号）認定 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、2 号認定以外のもの ［子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号］	●教育標準時間※	幼稚園 認定こども園
保育（2 号）認定 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ［子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号］	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
保育（3 号）認定 満 3 歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ［子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号］	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育

※教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

２　地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市区町村が地域の実情に応じて以下の事業を実施しています。

- 放課後児童健全育成事業（学童保育室）
- 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業）
- 時間外保育事業（平日の定期的な延長保育事業）
- 一時預かり事業　　等

第３期足立区子ども・子育て支援事業計画

１　子ども・子育て支援法により、市区町村は地域のニーズに基づき、幼児期の学校教育・保育、子育て支援の提供について「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付・事業を実施しています。

２　足立区では、令和７年３月に、「第３期足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て施策を推進しています。

こども・子育て支援加速化プラン

「こども・子育て支援加速化プラン」とは、こども未来戦略に基づき、令和６年度から３年間で集中的に実施される少子化対策で、経済的支援や子育てサービスの拡充を加速させる計画をいいます。以下、主な内容です。

１　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位等で保育施設や幼稚園などを柔軟に利用できる新たな通園給付制度を実施しています。

２　子ども・子育て支援金制度

特定の世代に負担を求めず、全世代・全経済主体（企業・個人・国）で連帯して子育てを支えるという理念に基づき、令和８年４月から医療保険料とあわせて徴収される「支援金」の運用がはじまりました。集められた支援金は、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度など様々な子ども・子育て支援事業に還元されています。

幼児教育・保育の無償化

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化がはじまりました。足立区では東京都と連携し、負担軽減策を大幅に拡充しています。令和７年９月からは、年齢や出生順を問わず、全ての子どもの保育料が無償化されています。

１　幼児教育・保育の無償化の概要

幼児教育・保育無償化に関する国の方針に基づき、保育料を定めるとともに、都の補助制度の活用や区が独自に給食費（副食費）の補助を行うことで、利用者の負担軽減を図っています。

	０歳児～２歳児クラス	３歳児～５歳児クラス
認可保育施設 認定こども園 （長時間利用） 区立認可外保育施設	無償	
幼稚園 認定こども園 （短時間利用）	月 35,000 円まで無償 （満3歳児クラス（2歳児含む）以上）	
預かり保育 （幼稚園）	月 16,300 円まで無償 （満3歳児クラス（2歳児含む）のみ） ※ 8 月のみ　月 24,000 円まで無償 ※ 要「保育の必要性」	月 11,300 円まで無償 ※ 8 月のみ　月 24,000 円まで無償 ※ 要「保育の必要性」
認証保育所	月 55,000 円～80,000 円まで無償	月 57,000 円～77,000 円まで無償
認可外保育施設等	月 80,000 円まで無償	月 77, 000 円まで無償

（子ども家庭部　子ども政策課）

5 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援

家庭教育支援の充実

子どもたちの『たくましく生き抜く力を育む』ためには、家庭での教育が重要です。家庭教育は子どもが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな情操などを育む人間形成への基礎づくりとなります。

そこで区では、家庭教育の充実をめざして、さまざまな取組をすすめています。

	事業名	対象	事業内容	令和７年度の取組	令和８年度の取組方針
1	子育て仲間づくり活動	教育・保育施設の父母会、卒業対策委員会、子育てサロン等の保護者のグループ	保護者のグループが主体となって実施する活動に対して補助金を交付し、子育てに対する不安や孤立感の軽減を図っています。	仲間づくり活動を通じて、保護者同士のつながりが深まり、子育てに対する不安や孤立感の軽減につながりました。	各団体で行われている事例の紹介などを行いながら、実施団体数の拡大を図っていきます。
2	家族ふれあいの日	区内在住のご家族 ※　一部利用要件有	毎月第三土曜日を「家族ふれあいの日」と定め、家族でふれあう機会の提供を目的とした各種事業を実施しています。	公共施設（総合スポーツセンター、生物園など）の無料開放のほか、ボウリング場（マルアイボウリング）および区内の銭湯での利用料の割引を実施しました。銭湯は、毎月第一土曜日も割引を実施しました。	「家族ふれあいの日」について、広報誌やホームページのほか、ＳＮＳ等を積極的に活用することで、周知強化を図っていきます。
3	生活リズム定着推進事業	主に就学前の子どもと小学一年生	望ましい生活習慣を身につけることができるよう「早寝・早起き・朝ごはん」の普及・啓発を行っています。	懸垂幕の掲示、ホームページ、SNS での啓発のほか、５歳児、小学１年生を対象とした啓発リーフレットを配付しました。	取組アンケートで効果を分析し、啓発物の内容や取組方法の見直しを継続的に行うことで活用促進を図り、望ましい生活習慣の定着につなげていきます。
4	あだちっ子歯科健診	年少児（４歳）～年長児（６歳）	教育・保育施設、足立区歯科医師会と連携して「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯予防ならびに早期受診（治療）につなげています。	歯科健診データからむし歯になりやすい年齢や歯の部位等を各施設にフィードバックし、子ども・保護者向けの取組みの充実を図りました。	「歯みがきカード」等、教育・保育施設が取組みやすい啓発媒体を作成・配付し、家庭での歯みがき・むし歯になりにくいおやつの習慣づくりを推進していきます。
5	家庭教育支援講座	主に高校生までの子どもを養育している保護者とその子ども	家庭の教育力向上のため、子育てに関する保護者向けの教育講座を実施しています。	令和６年度以降は、保護者アンケート等に基づく「保護者が直接求めている分野」に加え、親世代と子世代の知識や認識の違いに着目した「社会背景から実施が必要と考えられる分野」を主軸に、より幅広く分野をとらえて講座を実施しています。 また、家庭環境の多様化により、対面での講座に参加できない家庭も想定されることから、一部講座のオンデマンド配信を開始しました。	子育てに関する保護者の悩みは、家庭を取り巻く環境により異なることから、より多様な分野・テーマの講座実施が求められます。社会環境の変化に留意しつつ、既存の講座に加え、新たな分野・テーマの講座実施をとおして、家庭教育の支援につなげていきます。
6	家庭教育地域推進事業	18 歳以下の子どもと保護者	児童生徒が社会的なマナーやルール等を学習・体験することや、家族や地域との交流機会の促進を目的として、公衆浴場と連携した各種事業を実施しています。	マナー講座や中高生通年学割、１８歳以下の夏休み無料化といった入浴料の割引・無料化を実施しました。	事業の継続的な実施をとおして、家庭支援に寄与していきます。

青少年の健全育成

青少年が一人の人間として自立し、次代を担うための「人間力」を身につけることをめざすとともに、青少年が育つ地域環境の整備や青少年健全育成団体の活動を支援します。

1　青少年の健全育成のための組織と活動内容

	会議名	概要	令和７年度の取組	令和８年度の取組方針
1	**青少年対策地区委員会（地区対）**	地域における青少年健全育成を図るため設置された自主的団体。区内 25 地区、約 1,500 名の委員が活動しています。	善行青少年顕彰やスポーツ大会、作品展のほか、地区の特色を活かした事業（提灯行列や仮装パレードなど）を実施しました。	青少年の健やかな成長を図るため、引き続き団体の活動を助成していきます。
2	**青少年委員**	青少年活動を促進する人材として、小・中学校ごとに 1 名選出。教育委員会から任期２年で委嘱されています。	学校、関係団体相互の調整や青少年に関する指導、助言などを行っています。	地域の青少年健全育成に寄与するため、青少年委員活動の支援を継続していきます。
3	**少年団体連合協議会（少連協）**	おおむね中学校学区域単位に組織された地区少年団体協議会（地少協）によって構成	地少協、町会・自治会などを単位とした地域の子ども会活動の支援を行っています。	各地少協、地域の子ども会での活動が活発かつ安全に実施されるよう、支援を継続していきます。
4	**小・中学校ＰＴＡ連合会**	各学校単位のPTAが小学校（小P連）、中学校（中P連）で連合会を組織し活動	PTA活動の充実、相互交流を目的に、研修会や地域事業、広報活動など、学校や地域と連携して活動しています。	PTA連合会の活動が円滑かつ活発に運営されるよう、支援を継続していきます。

2　青少年および育成支援者の人材育成事業

	事業名	概要	令和７年度の取組	令和８年度の取組方針
1	**ジュニアリーダー研修会**	子ども会活動において、少年リーダーとして必要な知識と技術の習得をめざした研修会	指定された会場で小学生（4～6年生）対象と中学生対象の研修会を開催しています。	楽しみながら、多くのことを学べるようなプログラムを、研修会や宿泊キャンプで実施していきます。
2	**子ども会育成者の研修会**	子ども会を見守る大人（育成者）向けの研修会	子ども会活動に、関心を持つ方を対象に、「育成会入門講座」を開催しています。	区内各所にて、子ども会の現状及び活動の全般にかかわる内容の研修会を実施していきます。
3	**キャンプ講座**	野外キャンプの基礎や理論を習得	集団活動や運営に必要な知識と技術を身に付けることを目的に実施しています。	親子を対象とした講座（年3回）および少年団体の指導者を対象とした講座（年2回）を実施します。

3　青少年の健全育成事業

	事業名	概要	令和７年度の取組	令和８年度の取組方針
1	**子どもの遊び場の管理助成**	土地所有者から無償で空地を開放していただき、自主管理の広場を設置	青少年の健全育成の見地から子どもの遊び場として活用しています。	引き続き子どもの遊び場として活用し、青少年の健全育成を図っていきます。
2	**二十歳の集い**	20歳の節目をお祝い。対象者の中から、公募した実行委員が企画、運営	励まし合うとともに、足立区民の一員として役割を果たす自覚を与える場を提供します。	実行委員のバックアップおよび関係機関との連携・調整に努め、安心安全かつ参加者の心に残る式典を実施します。
3	**あだち日曜教室**	特別支援学校および特別支援学級（知的障がい）などを卒業した青年の余暇講座	35 歳までの方を対象に、学習とふれあいの機会の提供と、余暇活動の充実、仲間づくりを行っています。	引き続き教室に通う楽しみを受講生へ提供できるよう、毎月違うプログラムにて、講座を実施します。
4	**体験活動で子どもたちの成長を支援**	区内大学や関係機関と連携して、小・中学生に様々な体験活動を提供	自然や科学、伝統文化など、多様な体験機会を提供することにより、学びの楽しさや異世代交流など子どもたちの成長を支える取組を実施しました。	過去の実施実績を踏まえ、より児童・生徒の興味・関心の高い事業を実施・拡充する等、多様な体験機会を提供します。
5	**親子科学体験講座**	科学工作・天体観測などの親子でできる体験活動を実施	体験をとおして、親子の交流を図り、共通体験の中で、子どもの特性をいかすことの大切さを考える機会を提供しています。	引き続き、親子で興味を抱くような導入的な講座を行うとともに、応用的な内容も加えることで、子どもの学習意欲をさらに高めることのできる事業を提供します。
6	**安全・安心プロジェクト**	「子どもが自分の身を守る力」を育てることをねらいに、プロの劇団が公演	小学校、中学校、保育園を訪問して、「安全・安心」をテーマにした防犯劇や防犯紙芝居を実施しています。	新しく自転車盗難防止プログラムを追加し、今後も子どもの自己防衛力を高めていきます。

あだち放課後子ども教室

小学校の校庭や教室、学校図書館などを活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を提供しています。スタッフの見守りのもと、子どもたちが遊びや学び、学年を越えた交流などを通して、自主性や社会性を養い、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、さまざまな活動を体験できる機会の充実をめざしています。





1 「あだち放課後子ども教室」とは

（1）対　象　実施校に通学する１～６年生で参加を希望する児童（事前に登録が必要）

（2）実　施　ア　月曜日から金曜日（ただし、学校休業日や給食のない日を除く）
イ　授業終了後、概ね午後５時まで（冬季は、概ね午後４時３０分まで）
※1　対象学年、実施日や終了時刻などは、各校の放課後子ども教室による。

（3）内　容　スタッフが見守る中で、自由遊びや学習、読書などの自主的な活動

※2　千寿第八小学校・大谷田小学校・東栗原小学校については、令和８年度からモデル的に学童保育室と同一事業者による運営となり、月曜日から土曜日、夏休みなどの長期休業日（12/29～1/3 を除く）も実施します。

2 「あだち放課後子ども教室」の運営

（1）運　営　各小学校の地域の方々やＰＴＡを中心に組織された「実行委員会」が運営し、教育委員会が委託する(公財)足立区生涯学習振興公社が運営の支援を行っています。

（2）見守り　子どもたちが安全に過ごせるように、教室実施中はスタッフが学校内で見守りをしています。スタッフは、各小学校の実行委員会に選任された地域の協力者です。

ただし、上記 ※2 の学校については、事業者による運営・見守りとなります。

3 「あだち放課後子ども教室」参加のながれ

① 参加の受付
授業終了後、学校内にある放課後子ども教室の会場で受付をして参加します。（事前の登録が必要です）



② 自由に遊ぶ・学ぶ・体験する
校庭で元気に遊んだり、学校図書館で本を読んだり、宿題をしたり、子どもたちは自主的に活動します。



③ 活動終了の受付・帰宅
帰るときは、遊具などを片付けてスタッフに声を掛け、終了の受付をして帰ります。



令和７年度の実績

①	実　施　校	全小学校６７校
②	登録児童数	２４，４１３人（登録率８５．６％）
③	スタッフ数	１，３５１人（登録人数）
④	年間開催日数	１５３．６日（１校平均）、参加児童数　４９．０人（１校平均）
⑤	夏休み実施校	１４校。



（学校運営部　青少年課）

公益財団法人 足立区生涯学習振興公社の活動

公益財団法人足立区生涯学習振興公社（以下：公社）は、「あだち放課後子ども教室」の運営支援を中核事業として取り組んでいます。文化・スポーツ・学習活動については、区民の主体的な生涯学習活動を促すための人材育成及び活動支援事業を展開し、生き生きとした地域社会を築くことを目的として事業を推進していきます。

1 「あだち放課後子ども教室」

あだち放課後子ども教室は、小学校の校庭や教室、学校図書館などを活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を提供する事業です。教育委員会が主催し、各小学校の地域の方々によって組織された実行委員会が運営しています。公社は、教育委員会から委託を受け、各校の実行委員会及び放課後子ども教室運営の支援を行っています。※あだち放課後子ども教室の事業概要は 76 ページ参照

＜主な支援業務＞

- 各教室への巡回、運営課題や事故等の対応、運営物品の準備、事務補助
- スタッフの研修、児童の体験・交流活動の充実
- 各教室と学校、学童保育室との連絡調整



2 生涯学習の機会提供

（1）啓発事業

地域の人材を活用し、地域の施設等において、子どもや親子向けに、読み語りなど体験活動の機会を提供します。また、小学校や子どもに関わる施設に出向き、プロの演奏家との交流や生演奏を間近で体験する機会を提供しています。さらに、区内の美術館など民間の文化施設と連携し、コンサート等の開催や施設紹介・演奏等の動画配信を行っています。

（2）情報提供

毎月発行の広報紙「トキメキ」、公社ホームページで、生涯学習情報を発信しています。講座レポート等をFacebookに投稿、また、作成した動画をYouTubeで配信するなどＳＮＳを活用しています。

3 地域人材育成

地域や放課後子ども教室において、子どもたちの体験・交流活動を推進するサポーターなどの活動支援を行っています。

4 地域活動支援

区内で公演を開催する文化団体等の後援を行っています。

令和７年度の実績

1　あだち放課後子ども教室における体験・交流活動の実施への支援及び事業に参画する区民の生涯学習の場づくりを実施

2　子どもの体験・交流活動に関わる地域人材及び地域活動を行う区民への学習支援を実施

3　子どもに関わる施設や区内文化施設との連携によるイベント・コンサート等の開催
　①　小学校アウトリーチコンサート１６校
　②　子どもの未来応援アウトリーチコンサート１施設（計２回）
　③　コンサートinミュージアム２施設（計４回）　※令和７年度実績

（学校運営部　学校支援課、(公財)足立区生涯学習振興公社）

保育業務のＤＸ化

保育施設利用希望者の利便性向上や業務効率化を目的として、令和３年度から、保育業務のＤＸ化を進めています。

令和７年度までの実績

１　保育施設利用申込のオンライン申請

区役所に出向かずに手続きができるよう令和３年度から保育施設の利用申し込みをはじめ利用に関わる各種申請においてオンライン申請を導入しています。

令和８年４月入所受付では、受付期間中の申込数のうち、８０．０％（２，２６９件）がオンライン申請による手続きでした。

オンライン申請を導入したことで２４時間の申請が可能となるなど、申請者の利便性が向上しました。

２　保活ワンストップサービスの導入

足立区は先行自治体の一つとして、東京都が実施する民間保活アプリ及び保育施設の保育 ICT システムをつなぐ保活ワンストップサービスにより、園見学予約のオンライン化と、保育施設の紹介や預け先の提案を行う保育コンシェルジュによるオンライン相談を実現しています。



また、足立区の公式 LINE アカウントに、質問に答えることで保育指数を試算し、条件に合った保育施設を検索できる機能を導入しています。

３　利用調整事務の効率化

これまで職員が１，４００時間かけて手作業で行っていた保育施設の利用調整について、作業時間の削減を図るため。ＲＰＡによりオンラインシステムで受け付けた申請内容を自動で保育システムに入力を行い、ＡＩ入所選考システムで審査を行っております。

申請の受付から利用調整までの一連の事務をデジタル化することで、業務を効率化しています。

令和８年度の取組方針

１　オンライン通知の実施

保育施設利用に係る申請について、入所決定通知のオンライン化を検討しています。オンラインによるやり取りにより郵送作業が無くなることで、業務効率、費用削減のメリットが生まれるとともに、保護者に結果を早くお伝えできるなどサービスの向上を図ります。

２　生成ＡＩによるわかりやすい保活

保育施設の申込み方法や制度の仕組みを、より分かりやすくお伝えするため、生成ＡＩを活用した説明動画や案内コンテンツの作成を進めます。

視覚的に理解しやすい情報発信を行うことで、保護者の方が安心して保活に取り組めるよう支援します。

施　設　編